

タイトル	律令官人藤原氏の政治的成長：緒嗣・冬嗣を中心に
著者	町田，一也
引用	年報新入文学，5：200-259
発行日	2008-12-31

律令官人藤原氏の政治的成長

——緒嗣・冬嗣を中心に——

町田 一也

はじめに

本論文は平安時代初期に藤原氏が発展した背景を探るべく、当時朝廷貴族の中心を占めていながらも、タイプが異なる政治家であったといえる式家の緒嗣（七七四～八四三年）、北家の冬嗣（七七五～八二六年）を事例として論ずるものである。

藤原氏の発展を考える場合、従来は、後の摂関政治とのつながりで天皇・皇族との姻戚関係に発展の根拠を求めて論じられることが多い。特に今回取り上げる冬嗣は、嵯峨天皇のあつい信任を得て藏人頭となり、それがきっかけとなって天皇家と姻戚関係を結んだと説明される。

ところが、皇族との姻戚関係を持った氏族は、平安時代初期は藤原氏だけではない。桓武→仁明天皇の時代は藩邸の旧臣（天皇の即位後、引き続き重用された皇太子時代の近臣）を中心とした、天皇家との姻戚関係とは別の要素である才能や功績といった面で天皇から期待され、律令官人として出世を果たした貴族が多かった。

冬嗣の頃の藤原氏は後年、「かまたりの御よよりさかへひろごりたまへる御すゑやうやうせ給て、この冬嗣のほどは無下にころぼそくなりたまへりし。」⁽¹⁾あるいは「時代推移。關白移²他家¹。尅¹悲²藤氏衰微¹。」⁽²⁾と評されている。姻戚関係が朝政を大きく左右するようになった撰関政治期を基準にすると、平安初期は藤原氏全盛の時代とは言い難い。そのことは、公卿内に占める藤原氏の人数を見ても言える。ただし、姻戚関係に依拠せずに進出する他氏族が増えてくる中においても、藤原氏の、特に緒嗣や冬嗣は永く太政官の首班に君臨していた。そこには、二人がそれぞれ律令官人としての本来の職務に専念する中で、朝廷貴族内の政治的地位を獲得し、それを維持していたとみられるのである。

緒嗣については、林陸朗氏が「民政を重んじたすぐれた政論家」⁽³⁾と述べている。緒嗣を民政（民生）論者とする見方は、阿部猛氏も同様である⁽⁴⁾。また、高橋崇氏⁽⁵⁾は、緒嗣の政治姿勢を「現実型」と評している。この高橋氏の見解は徳政相論を踏まえたもので、林・阿部・高橋三氏は緒嗣を民政重視の政治家と捉える見解と言ってよい。

大平和典氏⁽⁶⁾は緒嗣と『日本後紀』（以下、『後紀』）の編纂の関わりで論じている。弘仁年間（八一〇～八二四年）以降、辞意を表明することが多かつた緒嗣の経歴を踏まえた上で、緒嗣が『後紀』の編纂に終始関わったという序文の説明は名目に過ぎない、と述べている。

緒嗣は嵯峨天皇の時代から病に悩まされ、淳和・仁明天皇の時代には隠居状態に陥っていた。そうした状況においても、当時としては比較的長命で桓武天皇期から永く公卿にいたこと、責任感の強さなどから、嵯峨・淳和・仁明三天皇の期待を受け、完成まで『後紀』編纂の統括にあたった、と考えておきたい。

一方、冬嗣に絞った研究は、史料上の制約からか、緒嗣に比して少ないが、政治面と姻戚関係を結びつけた上で嵯峨天皇との密着ぶりを強調する論が多いようである。政治面に絞ったものとしては、福井俊彦氏が「嵯峨朝ではもつとも重んぜられ、(中略)(淳和朝では)実質的な昇進はなかった」⁽¹⁾ 嵯峨派官人であると述べている。また、上原栄子氏が「冬嗣は、嵯峨朝政治の代表であり、嵯峨帝の意志の代行者だった」⁽²⁾ と姻戚関係に囚われない見解を示していることにも注目したい。

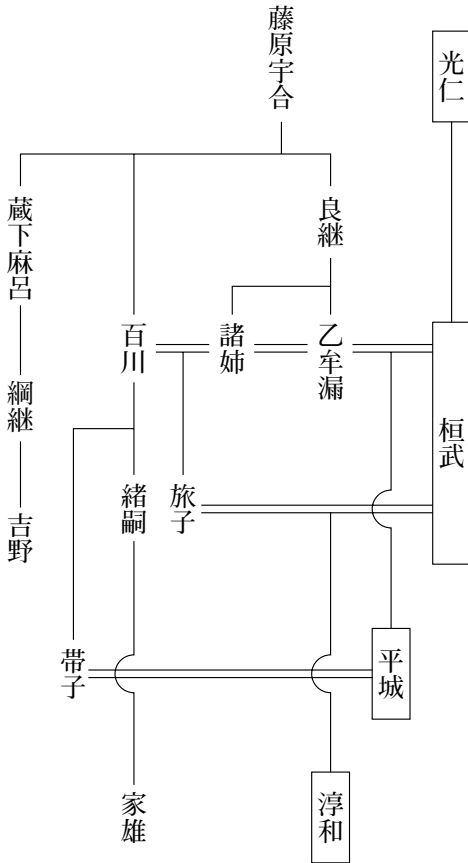
以上のような先学の成果を踏まえ、本論文では藤原緒嗣、冬嗣の律令官人としての歩みをそれぞれ追いついていくこととする。特に、嵯峨天皇の時代(大同末期〜弘仁年間)が論の中心となる。この時期、緒嗣の民政重視の姿勢が顕著になること、冬嗣が官・位ともに緒嗣を追い抜くこと、冬嗣が嵯峨の藩邸の旧臣であること、冬嗣と嵯峨の間に姻戚関係が築かれること、など注目すべき事象の多いことが理由である。

なお、平安時代初期における冬嗣一家と嵯峨一家の姻戚関係は、冬嗣が官人としての功績を積み上げた結果、嵯峨が褒賞として認めた結果論である、との見通しで論じていくこととする。

一、藤原緒嗣

式家出身の藤原緒嗣は、七七四（宝亀五）年、百川の長男として生まれた（系図①参照）。母は『公卿補任』（以下、『補任』）・『尊卑分脈』（以下、『分脈』）ともに伊勢大津女とする。

系図① 藤原氏式家・天皇家の姻戚関係



を全うし得た背景を探っていききたい。

緒嗣の経歴でまず注目す

べきは、十五歳の若さで官人として歩み始めたことである。また、長命であり、結果的に桓武・平城・嵯峨・淳和・仁明と五人の天皇との間に波風を立てることもなく仕えてきたことも、特筆すべき点だろう。

ここでは主に、緒嗣が政治上の混乱に巻き込まれることなく、五代の天皇のもとで律令官人としての役目

(一) 桓武天皇の時代

ア、百川の「元功」

緒嗣の薨伝（『続日本後紀』承和十年七月庚戌条）によれば、桓武天皇は緒嗣を前にして、その父百川のことを二度述懐したという。最初は緒嗣の元服時、次は緒嗣を参議に任じた時である。特に、緒嗣を参議に任じた詔においては、百川がいなければ「帝位」に就くことは無く、その尽力は「元功」である、と述べている。

緒嗣の律令官人としての出発時には、桓武即位前に百川が果たした功績が大きく影響していた。

百川は桓武の即位を見届けることなく、七七九（宝亀十）年に死去しているが、それでも桓武が「帝位」という言葉を使ったのは、立太子し得たことが「帝位」と同義と考えられたからであろう。

桓武（山部親王）は他戸親王が母井上内親王とともに廃された後、七七三（宝亀四）年正月に立太子した。他戸廃太子の背景は『続日本紀』（以下、『続紀』）に詳しいものの、百川の関与のほどはうかがわれない。ただ、百川が「奇計」⁽⁹⁾あるいは「ハカリコト」⁽¹⁰⁾をめぐらせたという後世の見方が的を射ているとするなら、『続紀』は桓武の命を受けての編纂であり、百川の廃太子への関与が書かれなかった理由も容易に想像し得る。他戸を廃した理由、桓武を擁立した理由については本論から外れるので立ち入らないが、光仁天皇が立太子を経て即位に至っているのを見ても、天皇になるための必須条件が立太子することだったことがわかる。

百川は桓武立太子後も、桓武に尽くしてきた。その尽力の例が、病に臥した桓武の回復のために奔走したことであろう。百川の薨伝⁽¹¹⁾に「于^レ時上不豫、已經^二累月^一。百川憂形^二於色^一、医薬・祈禱、備^二尽^二心力^一」⁽¹²⁾とある。また、百川と皇太子となった桓武は「交情」⁽¹²⁾を結ぶなど、精神的な結びつきも強固にした。

桓武が述べるところの百川の「元功」は以上だが、百川にはもう一つの功績があった。それは後に慈円がまとめた「藤氏ノ三功」⁽¹³⁾の一つとされる、百川が永手とともに道鏡を退けて光仁天皇（白壁王）の立太子・即位を実現させたことである。道鏡の即位が実現していれば、光仁はもちろん、桓武の立太子・即位も無かったわけで、伝統的な天皇家の血筋を守った点に百川の功績はあっただろう。

なお、光仁擁立への百川の関与を示す記述は『日本紀略』（以下、『紀略』）所載の「百川伝」⁽¹⁴⁾にのみ見られるものであって、『統紀』にはその記述が無い。この問題については中川収・河内祥輔両氏の研究に詳しい。中川氏は、百川は議席には列してはいなかったが、本官である左中弁として控えていて、かつ良継を通して百川の意見は主張されたと指摘する⁽¹⁵⁾。一方、河内氏は、百川は光仁擁立に関与できるほどの立場にあったとは言えない、と「百川伝」の記事を否定的に見ている⁽¹⁶⁾。

確かに百川は光仁立太子時には参議にも昇つておらず、また、由義宮の造営にあたって河内国守、次いで河内職に就くなど⁽¹⁷⁾、称徳・道鏡政権下で重要な役割を担っていたことは、中川氏も指摘する通りである。一方で、宇佐八幡宮神託事件で流罪となった和氣清麻呂の「忠烈」に心を打たれ、清麻呂を支援している⁽¹⁸⁾ことから、称徳・道鏡とは距離を置いていた一面も見られる。

よって、「百川伝」の表現に誇張があるか否かは別として、百川が光仁擁立にも関与していた可能性は

少なからずある、と見た中川氏の見解が妥当かと考えられる。光仁擁立が百川の「ハカリコト」にも拘わらず『統紀』に百川の名前が記されていないのは、そこに百川への桓武の恩義があつたからであろう。

イ、律令官人緒嗣の誕生

緒嗣と桓武天皇の結びつきは、父百川を介したものでだけではない。百川死後の七八二（延暦元）年に姉旅子が後宮入りし、次いで夫人となった¹⁹。旅子は桓武との間に淳和天皇（大伴親王）を生んでいゝる。また、緒嗣の妹帯子が平城天皇（安殿親王）の皇太子時代に妃として迎えられている²⁰。

緒嗣自身は直接皇族との婚姻関係を持たなかつたが、姉妹が揃つて天皇の皇子（後の天皇）に嫁していることもまた、緒嗣の官人としての歩みに影響しているのではないかと考えられる。

この問題も含めて、次に緒嗣の薨伝を挙げて、律令官人緒嗣の誕生の背景を掘り下げたい。

庚戌。致仕左大臣正二位藤原朝臣緒嗣薨。（中略）可贈從一位。緒嗣者。參議正三位式部卿大宰帥宇合之孫。而贈太政大臣正一位百川之長子也。桓武天皇延暦七年春。喚緒嗣於殿上。令加冠焉。其幘頭巾子皆是乘輿之所徹也。即授正六位上。補内舍人。賜劔。勅曰。是汝父所獻之劔也。汝父壽詞。于今未忘。每一想像。不覺淚下。今以賜汝。宜莫失焉。尋賜封百五十戸。十年春授從五位下。^{時年十八}補侍從中衛少將。（中略）廿一年夏六月。行幸神泉苑。是日有宴。令緒嗣彈中琴。帝喚神大臣。耳語良久。帝乃流涕。更召皇太子親王等。令陪殿上。即詔曰。微緒嗣之父。予豈得踐帝位乎。雖知緒嗣年少爲中臣下所上。恠而其父元功。予尚不忘。宜拜參議以報中宿恩上。大臣奉勅。便起引唱。^{時年廿九}（中略）弘仁以

降。辞職之表。已過二十上。三朝優詔不許之。緒嗣朝臣。曉達政術。臥治王室。國之利害。知無不奏。但有兩人說二事。其一人先所談漫語也。一人後所導乃眞實也。而確信先談。不容後說。有茲偏執。爲二人所刺。薨時年七十。

表① 蔭位対照表（二位まで）

官人	嫡子	庶子・嫡孫	庶孫
一位	從五位下	正六位上	正六位下
二位	正六位下	從六位上	從六位下
三位	從六位上	從六位下	正七位上

〔続日本後紀〕八四三（承和十）年秋七月庚戌条この薨伝によると、緒嗣は七八八（延暦七）年春、元服を迎え、正六位上となった。この時、緒嗣は十五歳だったから、令の規定外の措置がとられたことになる。

選叙令（三十四条）が定める授位の最低年齢は蔭子孫で二十一歳である。また、蔭位の制は表①のようにまとめられる。

父百川は從三位で死去しているが、延暦七年までには從二位が贈られていた⁽²⁾と考えられることから、嫡子緒嗣の授かる位は二十一歳で正六位下のはずだった。また、内舍人も多くは最初の授位時に補任されるものである。

よって、緒嗣への十五歳での内舍人任官・正六位上は、令の規定を越えた、異例の早さだったと言えよう。それは八〇二（延暦二十一）年、緒嗣が二十九歳で参議に就任し

表② 八〇二年公卿構成員の参議入り年齢

官職	人物	参議入り時の年齢
右大臣	神王	四十四歳
大納言	志濃王	五十五歳
中納言	和家麻呂	六十三歳
	藤原雄友	三十八歳
	藤原内麻呂	三十九歳
	藤原乙叡	三十四歳
	紀梶長	四十二歳
参議	藤原繩主	三十九歳

たことも同様といえる。緒嗣以外の八〇二年時点の公卿構成員が参議入りした年齢を見ると、表②の通

りであり、通常は三十代後半から四十代前半が参議入りの年齢ということになる。

緒嗣の元服時での叙位・任官、二十九歳での参議入りに百川の功績が大きく影響していることは前述した。百川に限らず、功績は本人一代限りのものであるから、子孫には直接影響は及ばないはずである。桓武もそのことは承知していただろうが、百川の功績をなぜ緒嗣に及ぼしたのであろうか。

それを示すのが、緒嗣の薨伝にある「以報_中宿恩上。」という表現に他ならない。桓武は百川の功績によって立太子したが、一方の百川は「帝位」に就いた桓武の姿を見ることがなく死去している。桓武は生前の百川から受けた恩徳に報いるために、緒嗣を参議に起用したのである。

このように考えると、旅子を後宮・夫人に迎えたこと、そして皇太子安殿親王に帯子が嫁したのも、百川の死後のことであることから見て、「以報_中宿恩上。」ことの一環だったといえよう。

以上をまとめると、次のようになる。桓武には緒嗣を参議に起用する以前から、百川の「以報_中宿恩上。」気持ちがあったのである。それが、緒嗣への直接の加冠と若くしての初叙位・内舍人任官となり、旅子の後宮入り、帯子と安殿親王の婚姻にも至ったのであろう。

また、緒嗣を参議に起用したのも「以報_中宿恩上。」ことというのが最大の理由であったが、それと同時に、緒嗣の参議就任を見届けることなく死去した旅子、あるいは皇太子妃帯子への思いも重なってたと考えられるのである。

ウ、天下の徳政相論

百川が井上・他戸母子を排除した理由は、自らの政治的立場を光仁・桓武両天皇のもとで有利にしよ

うとするためであつただらう。だが、緒嗣の場合は父と異なり、働きかけは桓武の方からであつた。

蔭位の制を超越した厚遇を、緒嗣は受けた。それは親の七光りとも言えるが、緒嗣はそれに甘んじていたわけではない。八〇五（延暦二十四）年という年は、緒嗣にとって画期となる年であつた。

『後紀』によると、徳政相論が行われた八〇五年は、各地で飢饉や疫病が流行し⁽²²⁾、それに対して人民への救済措置を詔勅で打ち出し、また、社会不安を生み出す要因と考えられた怨霊である崇道天皇・井上内親王への慰撫を行わせる⁽²³⁾など、社会的に不安定な情勢にあつたことがうかがえる。また、氷上川継をはじめ、この年の三月以前に罰した者を僧侶・俗人の区別なく赦免している⁽²⁴⁾。これらは、桓武自身が前年末の十二月から、一時は皇太子以下参議以上に後事を託した⁽²⁵⁾ほどの重病で臥していたこと⁽²⁶⁾とも無関係ではあるまい。

桓武は社会状況をより安定させるべく、十二月、公卿に意見を求めた。これがいわゆる著名な天下の徳政相論である。

壬寅、(中略)是日、中納言近衛大將從三位藤原朝臣内麻呂侍^二殿上^一、有^レ敕、令^下参議右衛士督從四位下藤原朝臣緒嗣、與^二参議左大辨正四位下菅野朝臣眞道^一相^中論天下徳政上、于^レ時緒嗣議云、方今天下所^レ苦、軍事與^二造作^一也、停^二此兩事^一、百姓安之、眞道確^二執異議^一、不^レ肯^レ聽焉、帝善^二緒嗣議^一、即從^二停廢^一、有^レ識聞^レ之、莫^レ不^二感歎^一、

〔日本後紀〕八〇五（延暦二十四）年十二月壬寅条

この天下の徳政相論において緒嗣は、桓武政権の二大柱とも言うべき軍事と造作、すなわち蝦夷征討と平安造都の中止を建言した。この頃の緒嗣は参議としてだけではなく、父百川ほどではないにしても、

桓武と個人的に結びつきが強かったことがうかがえる⁽²⁷⁾。そうした関係の中で、緒嗣は不安定な社会に頭を痛める桓武をいかに支えようかと考えていたのではないだろうか。

この年の公卿構成員は、八〇四（延暦二十三年）年に死去した和家麻呂の他は、先に挙げた八〇二年時と同じ面々である。それに加え、菅野真道・秋篠安人が正月に、坂上田村麻呂が六月にそれぞれ参議となっていた。坂上田村麻呂の起用は、蝦夷征討の問題に着手させる目的があつてのことだろう。

このような面々の中で、緒嗣は公卿最年少であつた。当時の左衛門督と山城守の兼官という官職からして、地方の状況を直接目の当たりにしていたわけでは無かつただろう。ただ、軍事や造作で人民が徴用されれば、正税の収入も滞ることは確かであり、緒嗣もそれを承知していたため、「方今天下所^レ苦、軍事與^二造作^一也、停^二此兩事^一、百姓安之、」と述べたのだろう。桓武が緒嗣を起用した理由は、緒嗣の薨伝中の「曉^レ達政術」。臥^レ治王室」。國之利害。知無^レ不^レ奏」という表現によく示されている。

この徳政相論で議論された課題のうち、造都について後年、三善清行が二度の遷都によつて「於^レ是天下之費、五分而三、」⁽²⁸⁾と述べるようなありさまは、当然、桓武もわかつていただろう。恐らく、桓武は最初から造都を中止する意向を持っていて、それに同意を得るべく、造都には直接関与していなかつた緒嗣と、造宮亮として平安京建設を推進する立場にいた菅野真道に議論させたのだと考えられる。その証しとして、造宮職はこの相論の三日後に廃止となる⁽²⁹⁾。

一方、蝦夷征討は、この後、桓武が死去するまでは行われなかつたようだが、はつきりと中止になつたわけではなかつた。これは、この徳政相論後の東北経営がなかなか上手くいかず、依然として不安定な情況にあつたことを示すものだろう。嵯峨天皇の時代になつて、文室綿麻呂が征夷將軍に任じられて

いる。

この徳政相論の結果、桓武は緒嗣の意見を取り入れたわけだが、先に挙げた記事には「有識聞^レ之、莫^レ不^二感歎^一」と周囲の反応が書かれている。緒嗣の意見を取り入れた桓武の判断に周囲が感嘆したことを示しているが、天皇が強く推進した造都や蝦夷征討の中止を建言した若き緒嗣への驚きをも表現しているのではないか、と考えられる。

(二) 平城天皇の時代

ア、観察使の設置

平城天皇の時代は、国司の怠慢を正そうとする政策⁽³⁰⁾から始まっている。これは、緒嗣が提言し、晩年の桓武が行った軍事・造作の中止の延長にある政策と言える。その政策の一つが、八〇六(延暦二五年)年の六道観察使設置であった。

国司・郡司の怠慢を正すべく、七八六(延暦五)年に制定された考課基準を定めた十六の条文は、平城の時代に至って「自^レ茲厥後、既経^二年所^一、空設^二憲章^一、未^レ聞^二遵行^一」⁽³¹⁾の状態で、国司らも政務に熟練していないことが理由だったという。ここに来て、平城は改めて十六の条文の再実施を図って観察使を設置し、この条文に基づいて諸国の興亡と官人の処罰に係する事項の「観察」を、特に観察使の長に行わせた。

この観察使の設置を提言したのは、緒嗣であった⁽³²⁾。現実を直視し、人民の困窮を解消しようとする

る緒嗣の姿勢は、すでに徳政相論で明確になっていた。その提言がいつなされたものかは不明だが、林氏は徳政相論の時にその見解を表明していて、平城朝に至り実現したと推測している⁽³³⁾。

緒嗣は觀察使の設置を提言するばかりでなく、自ら山陰道・畿内各觀察使を経て、八〇八（大同三年）に東山道觀察使となり、この時には陸奥出羽按察使も兼ねることとなった⁽³⁴⁾。

まず、『類聚三代格』に収められた⁽³⁵⁾緒嗣の畿内觀察使在任中の奏上は、畿内諸国の公廩田耕作にあたっていた事力の停止を求め、雑役のみに従事させることで人民の過重な負担を改善しようとしたものであり、裁可されている。

次に、觀察使の設置後、緒嗣が東山道觀察使・陸奥出羽按察使に任じられる前後までの、陸奥国への主な施策を見たい。

① 俘囚への授位や村長補任を、国司は功績の有無に関係なく安易に行っているため、按察使の処分を待った上で、国司が適正に行うようにする、と制定⁽³⁶⁾。

② 東山道觀察使安倍兄雄の言上を受け、東山道諸国の正税・公廩稻の出挙は、戸口数に応じて増減することを許可⁽³⁷⁾。

③ 鎮守將軍兼陸奥介の百濟王教俊が、胆沢城の鎮守府に詰めることなく、常に多賀城にある陸奥国府にいて、非常時に適切な対処が出来ない恐れがあるため、それを正すように指示⁽³⁸⁾。

①は国司の怠慢を正すものであり、②は人民への救済策の一環と言うことになる。問題は③にあり、先にも述べたとおり、依然として東北は不安定な情況にあったことだけは間違いない。

緒嗣は八〇八年五月に東山道觀察使兼陸奥出羽按察使に任じられたことをうけ、六月に二度の上表を

行った⁽³⁹⁾。最初は、軍事面での自分の才能が未熟なために、失敗をしても許されることを請うている。ここからも、当時なお蝦夷征討が続けられていることがわかる。二度目は、兼任していた京官（刑部卿・右衛士督）の辞意を表明しているが、受け入れられていない。

奏上を一見すると、この時点では現地への赴任を拒んでいるとは思われない。しかし、緒嗣はもともと蝦夷征討には反対であり、奏上を見る限り、また按察使の前任が坂上田村麻呂であった⁽⁴⁰⁾ことを考えると、按察使の職掌⁽⁴¹⁾に、本来は無かった軍事的側面が含まれるようになっていたとも考えられる。よって、元来蝦夷征討には反対していた緒嗣は、この二度の奏上で暗に按察使の辞意と適任者の任用を請うていたと考えられる。

緒嗣の奏上は結局受け入れられることは無かった。国史の記録では、十二月にも病を理由に辞意を請うたが、この時は帯びているすべての官職を辞した上で、熟国の長官を拝し、百姓の苦難を慰問したいと願っている⁽⁴²⁾。これも結局は受け入れられることは無かった。

以上、三度の奏上を経て、緒嗣は大同四年三月に辞見し、任地へ向かうのだが⁽⁴³⁾、実は紀広純以降、按察使は遙任化していたという指摘がある⁽⁴⁴⁾。それにも拘わらず、緒嗣が現地に向かうことになった事情の考察は、後述したい。

イ、陸奥出羽按察使としての緒嗣

東山道觀察使・陸奥出羽按察使としての緒嗣の活躍は、その多くが『類聚三代格』で知ることが出来る（表③参照）。

表③ 陸奥出羽按察使緒嗣の奏上を受けて発せられた太政官符

年月日		表題	裁可	所載
1	大同四・五・一	應 _レ 給 _二 軍毅職田 _一 事	○	『三代格』卷十五
2	大同五・二・二十三	應 _下 陸奥國浮浪人調庸准 _二 土人 _一 輪 _中 狹布上事	○	『三代格』卷八
3	大同五・三・一	應 _レ 延 _二 陸奥國史生并弩師歴 _一 事	△	『三代格』卷五
4	大同五・五・十一	應 _レ 春 _二 運按察使并國司鎮官年糧 _一 事	○	『三代格』卷六
	〃	應 _レ 加 _二 給擔夫運糧賃乘 _一 事	○	『三代格』卷六
5	〃	應 _レ 給 _二 鎮官 _一 護身事	○	『三代格』卷十八
	〃	應 _レ 給 _二 健兒馬子 _一 事	○	『三代格』卷十八
6	大同五・五・十二	「請以 _二 坂東官稻 _一 、充 _二 陸奥公廨 _一 、以 _二 陸奥公廨 _一 、留収 _二 官庫 _一 、」	○	『類聚国史』卷八十四
7	大同五・五・十三	「請給 _二 春運功 _一 、為 _レ 例行之、」	○	『類聚国史』卷八十四

平城天皇は緒嗣の辞見から約一ヶ月で退位するので、これらの上申は嵯峨天皇の時代に入ってからのものである。ほぼすべてが緒嗣の要求通りに裁可されている。3は、緒嗣の要求は六年であつたが、西海道に準じて五年にする、とされた。その理由は不明だが、これもほぼそのまま受け入れられたと見て良いだろう。

また、6との関連で言うと、八〇九（大同四）年六月、勅により、大国で官人の多い陸奥国の公廨が底をつきつつある状況を鑑み、按察使の公廨は周辺諸国から支給されることになっていた⁽⁴⁵⁾。また、これより先、観察使には食封二百戸が充てられていたが、同年四月の勅で観察使に外官を兼任させて、その公廨を代わりに支給することになっていた⁽⁴⁶⁾。緒嗣はすでに按察使を帯びていたが、四月の勅に

従って公廩を給付するだけの余裕が陸奥国には無かったということになる。ここにも、人民の困苦ぶりが現出しているが、こうした嵯峨の勅も、緒嗣の上申を踏まえてのものであったと考えられる。

さて、これら個々の上申についての分析は林・阿部両氏の研究に詳しい。上申からうかがえる緒嗣の姿勢に対して、両氏はほぼ大同小異の評価をしている。林氏は、

辺地の特殊性に応じた仕方と、とくに下級官人の優遇策を次々と建議している。また、(中略)現地人民の負担軽減策をもしきりに建議しているのである。かくて、任期は一年余りにすぎなかったが、緒嗣の陸奥出羽政策の重点は、征夷よりも現地の官人の待遇や、民労の回復に努めることになったと考えられるのである。(47)

とし、また、阿部氏も、

緒嗣の陸奥在任は、わずか一年にすぎなかったが、その間に、以上みたような多くの施策を建議し、実行に移さしめた。そのいずれをとってみても、「蝦夷征討」というよりも、現地の官人の待遇改善や民力休養に眼目があつたとみられる。ここでも「軍事与造作」を停止すべきといった延暦二十四年の「徳政論」の主張は貫かれているわけである。(48)

と述べている。

これらは大方、首肯し得る評価であろう。ただし、緒嗣は蝦夷征討には反対であったが、蝦夷対策をどうするのか、その積極的かつ具体的な建議をしていないことにも注意したい。東北の(蝦夷以外の)人民の困苦には目は向けるが、蝦夷について具体的な対策を何も提言していないところに、緒嗣の視野は必ずしも広くない、といった一面がうかがえよう。また、後述もするが、弊害が拡大する要因の中止

は求めるが、中止した後に行うべき政策について積極案を示さないという緒嗣の政治姿勢が、嵯峨天皇の時に官・位とも冬嗣に追い抜かれる原因にもなったのではないかと推察する。

ウ、仲成・薬子との関わり

時期は前後するが、緒嗣が按察使・觀察使に任命されてから実際に赴任するまで十ヶ月近くある。八〇八年五月に任命されてから三度目の上表をするまでの七ヶ月間は、任地へは赴かず、京に止まっていた。

そして、緒嗣は任命から十ヶ月を経て、八〇九年三月に按察使として任地へ向かった。林氏は、緒嗣が按察使として現地に赴いたのは薬子の策略であった、と述べている⁽⁴⁹⁾。その可能性も少なからず考えられるので、薬子が平城に寵愛された経緯を検証しておきたい。

觀察使の設置は平城の即位後間もなくのことであったこと、そして何より、平城は緒嗣の意見を取り入れて觀察使の設置を決めているから、当初は平城と緒嗣の間に軋轢は無かったと見られる。

一方、薬子は、その長女が平城の皇太子時代に後宮入りし、その後、薬子自身も東宮宣旨によって寢床に出入りするに至ったという⁽⁵⁰⁾。しかし、薬子の行いを「姪の義を傷る」と思った桓武は薬子を放逐している。

その薬子が再び平城に近づいた時期は、管見では禄令（九条）の規定では従五位に准ずるとされた尚侍の待遇を従三位まで引き上げた、八〇七（大同二）年十二月の太政官奏⁽⁵¹⁾の前と考えられる。福井俊彦氏はその時期を八〇八（大同三）年春頃と想定しており、大差は無い。薬子はこの当時、正四位下

で⁽⁵²⁾、禄令(四条)の規定により五位の禄を給されていたようだが、従三位に准ずるとする新たな規定により、正四位下ながら三位の禄を得ることとなったのである。

また、八〇八年四月には二羽の鳥の死を仲成・葉子兄妹衰亡の予兆ととらえるような出来事があり⁽⁵³⁾、次いで禄令の規定改正後の翌八〇九年正月には葉子が従三位を授けられている。

以上により、緒嗣が任地へ向かう頃には、葉子が再び平城に寵愛されるような状況になっていたという見方が可能である。ただし、緒嗣がなぜ陸奥出羽に追いやられなければならなかったのかについては、これでは説明がつかない。

緒嗣が平城との関係をはっきりと断ち切ったのは、平城の退位後であろう。その背景として、平城による次の二つの施策が考えられる。

①平城旧京において、宮殿の建造をしたこと。⁽⁵⁴⁾

②観察使を廃止し、参議を復活させ、食封を再支給すること。⁽⁵⁵⁾

①の宮殿の造宮は、平城旧京ではあっても、徳政相論において、緒嗣が反対した「造作」に相当する行為である。この平城旧京においての宮殿新造にも、諸国の米稻が充てられ、また、畿内諸国から技手と人夫二千五百人が動員されるなど、人民の困苦が予想されるものであった。

②は『紀略』の抄出記事が根拠であり、理由は不明である。ただ、参議とその食封を復活させたことは、外官の公廨が参議の食封よりも低かったことを示していると考えられる。これは平城が、観察使についていた真夏・仲成ら自派の者たちを内官に戻し、食封を維持させようとしたもの、との見方⁽⁵⁶⁾もある。

緒嗣に、食封を停止した嵯峨の措置に対する不満があったとは、先の奏上を見ても考え難い。むしろ、食封の停止を提言した張本人が緒嗣であったとも見られるのである。先の緒嗣の上申は、嵯峨に対して行ったものであり、平城は関与していなかった。ところが、ここに来て皇権を持つ嵯峨の施策を否定するような命令を平城が出していることは、『後紀』にいう「二所朝廷」の状態が始まっていたことを示している。緒嗣が退位後の平城あるいは同じ式家の仲成・薬子に近づかなかったのは、こうしたことも背景にある。

(三) 嵯峨天皇の時代

緒嗣は薬子の変に際し、薬子が復活させた『統紀』の藤原種継暗殺事件の記事を再び破却したことを、柏原山陵に報告する役目を担っている⁵⁷。

その後は美濃守・近江守を歴任し、右兵衛督・右衛士督（右衛門督）などを兼ねつつ、『新撰姓氏録』や『後紀』の編纂に従事している。特に、『後紀』編纂の命は冬嗣らとともに受けたものの、完成まで関与したのは、緒嗣ただ一人であった⁵⁸。緒嗣の関与については、大平和典氏⁵⁹の消極的な見方もあるが、途中撰者の死去などで頓挫しつつも、桓武・平城・嵯峨・淳和の四代四十年、全ての時期に公卿として国政の中心にいたのは緒嗣のみであり、緒嗣の真意に反していたとしても、編纂への積極的な関与を嵯峨や淳和、そして他の撰者から求められていただろう。『後紀』や『新撰姓氏録』の編纂に当たっている間に、緒嗣は官・位とも冬嗣に抜かれてしまうが、緒嗣はたびたび辞意を表明していたから、

焦りなどは無かったであろう。むしろ、生前の冬嗣こそ、『後紀』編纂への関与は名目だったのでは、とさえ思われるのである。

八一七（弘仁八）年五月には、妹で平城の贈皇后帯子の国忌を除くことを請うて、許されている⁽⁶⁰⁾。国忌に際して諸司が廃務となる（儀制令七条）が、帯子の親族として、それによる政務の停滞を憂えての奏上だったのだろう。

また、疲弊する駅子を救済すべく、駅戸に無利子で百束または二百束を駅馬の疋数に応じて貸し付けること、そして、駅家に近い「好田」を選んで口分田として授けること、の二点を八二二（弘仁十三）年正月に奏上している⁽⁶¹⁾。緒嗣はこの奏上が陸奥出羽按察使での見聞を踏まえてのもの、と述べている。なお、この奏上は裁可されている。

このようにしてみると、緒嗣の姿勢が徳政相論以来、一貫していることがわかる。緒嗣は中央の官人でありながら、常に民衆の立場に視線を置いて現実を直視し、地方社会の改善に努めている。地方をよくすることが、国家の安泰にもつながるといふ緒嗣の信念が垣間見える。

（四）淳和・仁明天皇の時代

ア、緒嗣の政治姿勢の一貫性

緒嗣は、甥である淳和天皇の時代にはすでに病を理由に政界の中枢部を離れていた可能性もある（後述）。その一方で、緒嗣の宣で発せられた太政官符が五つ確認できるなど、嵯峨天皇の時代に比して目

覚ましい事績も残している。

まず注目したいのは、緒嗣の政治姿勢であり、これは徳政相論以来、民政を重視するという点で一貫していたものであったことを確認しておきたい。

時期は前後するが、八二三（弘仁十四）年十一月、緒嗣は冬嗣とともに大嘗祭の簡素化を奏上し、裁可を受け、大嘗祭執行の検校となった⁽⁶²⁾。これは恐らく、平城天皇即位時の大嘗祭から、藤原真夏によって華美になっていた祭会⁽⁶³⁾の反省をもとにしたものであろう。その奏上には、「聖王相統、大嘗頼御、天下騒動、人民多弊」とあり、特に緒嗣の立場が色濃く反映された内容と言えよう。なお、緒嗣・冬嗣二人だけの連名での奏上は、管見ではこれが唯一である。

次に、八二四（天長元）年一月・八二五（天長二）年十二月・八二六（天長三）年三月の三度にわたり、「隣客」ではなく「商旅」としてやって来る渤海使受け入れの停止を奏上している⁽⁶⁴⁾。緒嗣はここでも、

（前略）頃年旱疫相仍、人物共尽、一度賑給、正税欠少、況復時臨「農要」、弊多「逼送」、人疲「差役」、税損「供給」、夫君無「争臣」、安存「天下」、民憂未「息」、天災難「滅」、（後略）

と述べている。この渤海使に関する奏上によれば、最初は緒嗣の奏上を踏まえて一紀一回と規定された。続く二・三度目の奏上は、その決まりを破って渤海使が来日したことを踏まえたものだったが、裁可されしていない。

渤海使についての緒嗣の奏上はこれ以降、記録が無い。だが、渤海使が八二七（天長四）年十二月に再来日した時は、一紀一回の決まりを破ったことを理由に、食糧の給与と破損した船舶の修復のみを行わせ、入京させずに翌年の正月に帰国させている⁽⁶⁵⁾。八二六年では裁可されなかった緒嗣の意向が、

翌年になって反映された経緯は判然としない。

このことについて、緒嗣と冬嗣の対立を示唆する林氏の指摘がある⁽⁶⁶⁾。冬嗣が八二六年七月に死去した後、八二七年来朝の渤海使への対応となっているからである。さらに、福井俊彦氏は、八二五年四月に冬嗣が左大臣に、同日に緒嗣も右大臣に昇ったことについて、淳和は緒嗣を右大臣にすべく冬嗣を左大臣に上げざるを得なかった、との見解⁽⁶⁷⁾を示し、嵯峨派官人である冬嗣が優遇されていないとしている。

淳和は後述するように、後に幾度となく辞意を表明する緒嗣を慰留し続けている。その理由は単に自らの伯父という理由ではなく、緒嗣の政治姿勢を評価してのものである。緒嗣にも、淳和の外戚として地位を保とうとする様子は見られない。緒嗣の奏上が人民の現状に重きを置いた内容である点に一貫性があるからである。一方、林氏が示唆するような、緒嗣と冬嗣との対立の有無は、残された史料だけでは判断し難い。

以上のことから、緒嗣による八二六年三月の奏上が認められなかったのは、渤海使が緒嗣の言うような「商旅」であるとかどうかの判断が、未だ出来ていなかったためではないか、と考えたい。緒嗣の政治姿勢は、月日を経てもなお重要視されていて、かつ、緒嗣の度重なる辞意に対する淳和の慰留も、その表れと見られるのである。

イ、緒嗣の辞意表明と蟄居

先に挙げた緒嗣の薨伝には、「弘仁以降。辞_レ職之表。已過_{三十上}」。三朝優詔不_レ許_レ之。」と記されて

いる。そこで、弘仁年間以降、死去するまでに確認し得る緒嗣が致仕を請うた上表は、

嵯峨天皇期（八〇九～八二三年）……………二回

淳和天皇期（八二三～八三三年）……………九回

仁明天皇期（八三三～八四三年）……………十一回

となる。特に、注目すべきは、八三二年以降であり、合計二十三回の約半分にあたる十一回を占めている。

このような緒嗣の辞意表明行為の理由として、次の二つが考えられる。

第一は、緒嗣自身の病によるものである。緒嗣の病状を示す記事としては、

（前略）病患染_レ躬、久積_二日月_一、（中略）臣比者沈_二滯_一患瘡_一、療治無_レ驗、似_レ損不_レ損、終至_二大漸_一、（後略）

（前略）臣年老病重。出入絶_レ望。疾床引_レ日。既過_二一紀_一。（後略）

〔続日本後紀〕八三七〈承和四〉年十二月丁酉条

が挙げられる。

特に後者の「過_二一紀_一」という記述に注目するならば、症状があらわれていた時期は、淳和天皇の即位前後となる。実はその当時、すでに蟄居していたことが次の記事から確認され、符合するのである。

天長御代九條大臣_結嗣_緒爲_二大納言_一之時、依_レ病不_二參入_一間、於_二曹司_一奉_二行政務_一、（中略）彼天長

元年十二月九日記云、大納言緒嗣、有_二身病_一久蟄_二愛宿_一第_一、今年春有_二勅語_一、令_下近_二侍宮城邊_一行_中政務_上、自_二四月五日_一、遷_二曹司_一居住、在_二太政官厨家西町_一全住、上日云々難_レ然、仍六月、

問_二法博士敏久_一、答云、雖_レ不_レ出_二官廳_一、在_二曹司_一、釐_二政事_一、與_二上日_一、於_レ事無_レ妨者、
(後略)
〔台記〕一一五一(仁平元)年二月辛亥条

二月己丑、右大臣外曹司町北方公地、造_二作大納言休息局_一、

〔日本紀略〕八二五(天長二)年二月己丑条

『紀略』の記事は、右大臣冬嗣の外曹司町、すなわち平安宮内の宿所北方の公地に、大納言緒嗣の宿所を造作したことを語っており、その具体相を『台記』に引用された『外記日記』により知ることが出来るのである。緒嗣をいつでも参内させられるようにした、淳和の策と見られる。

緒嗣の国政への具体的な関わり方については、次の記事に示されている。

丁酉。(中略)内侍宣_入。國老_{止志波獨許曾坐世}。朝夕政_{波不申給阿乳志氏}。國家事_{波定申任志氏}。(後略)

〔続日本後紀〕八三七(承和四)年十二月丁酉条

すなわち、「國老」として、国家の重要事項にのみ「雖_レ不_レ出_二官廳_一、在_二曹司_一、釐_二政事_一、」という方法で携わったことになろう。緒嗣宣の太政官符の中には一例ながら、わざわざ「是國家之大事也」⁽⁶⁸⁾と述べたものも存在する。先述した大嘗祭は国家の統治者たる天皇の即位にあわせて行われる新嘗祭であるし、また、渤海使の問題も外交という国家同士の交流という側面を持つ。緒嗣の名前で淳和天皇期に出された太政官符も数通あり、天皇や、朝政に参与する公卿らが国家の重要事項と判断して、緒嗣に関与を求めたのであろう。

第二は、緒嗣の辞意表明が八三二年以降に集中していることと関係する。それは緒嗣の子として順調な昇進を遂げていた家雄が、八三二年三月に三十四歳の若さで死去⁽⁶⁹⁾したことである。

表④ 家雄の経歴

年月日	年家齢雄	官職・位階	天皇
延暦十八	1	誕生	桓武
弘仁十	21	この年に従六位上か（蔭位）	嵯峨
弘仁十三・一・七	24	従五位下、この年に美濃介	
弘仁十四・十一・二十	25	従五位上、この年に右近衛少将	淳和
天長三・八・十三	28	正五位下	
〃・八・二十一		従四位下、同日に左兵衛督か	
天長八	33	兼伊予守	
天長九・一・七	34	従四位上	
〃・三・二十		死去	

で、二十一日は家雄単独であった。

ただ、左兵衛督として天皇を守衛し行幸に供奉する役割を担うのは、薨伝で「善「步射」、」と言われる家雄の才能もあつてだろう。また、家雄は「惜未^レ執^二台簡^一、早閉^二泉扉^一、」とも評価されているように、大臣格としての朝政への参与が期待されていたこともうかがえる。よって、単に淳和との従兄弟関係のみで判断するには注意が必要だろう。

家雄の死後、緒嗣は左大臣へ昇るものの、上卿として太政官符を宣することは無く、兼官も持たなくなり、一方で辞意表明の回数が多くなる。緒嗣の国政への参加は、『日本後紀』編纂行為のみであったといえよう。

家雄の経歴（表④参照）を見ると、特に淳和天皇期の昇叙がめざましい。家雄は淳和と従兄弟という間柄であるから、緒嗣と淳和の関係以上に外戚という背景を考えざるを得ない面も存する。八二六（天長三）年八月の授位のうち、十三日は、家雄の他は同じ式家で淳和派官人と目され、のちに承和の変で不遇となる吉野との二人

(五) 小括

以上、式家出身の緒嗣について、その国政における姿勢を中心に考察してきた。律令官人としての出発点においては、父百川の影響による七光りの恩恵が強かった。だが、その後は本来の律令官人として、桓武を含む五代の天皇からその政治姿勢を評価されていたということが言える。その政治姿勢は、建設的提案に欠ける面もあるが、現実的かつ人民の生活を重視したものであり、それが国家の繁栄にもつながるという考え方である。

この終始一貫した姿勢が天皇から評価を受ける一方、冬嗣に官・位とも追い抜かれる原因にもなった可能性は否定できない。薨伝の「但有^三兩人説^二一事^一。其一人先所^レ談漫語也。一人後所^レ善乃眞實也。而權信^二先談^一。不^レ容^二後説^一。有^茲偏執^一。爲^二人所^レ刺^一。」という部分は、先述のように、緒嗣が人民の困苦を意識するあまり、蝦夷対策に何ら考えを持っていないことへの評価とも読み取ることが出来る。

なお、緒嗣は姉旅子を通して淳和天皇との姻戚関係があつたが、緒嗣の姿勢は姻戚関係に左右されなかつた。渡里恒信氏はこれに関連して、承和の変で緒嗣に累が及んでいないことは興味深い、と述べている⁽⁷⁰⁾。その上で、式家の中で処罰された藤原吉野・近主父子らは蔵下麻呂(百川の弟)の子孫であり、百川系と蔵下麻呂系を一括りにして淳和の外戚と捉える福井氏の見解は当たらないと述べているが、妥当な見解と思われる。緒嗣が姻戚関係に拘っていなかったであろうことは、平城の妃だった妹帯子(贈皇后)の国忌を除くように求めたという姿勢などからも、うかがえる。

そして、長男家雄の死後は辞意の表明も多くなり、国政への関与が消極的になったように見られる。ただし、左大臣として、太政官の長として奏上で名を連ねていること、また、仁明が「先朝之元勳而朕之舊徳也」⁽⁷⁾として慰留していることなどからも、「國老」としての関与が引き続き求められ、それに応じていたと言える。付け加えて言うなら、緒嗣が百川の功績をもって政治家活動を開始したように、その長男家雄もまた、緒嗣の「元勳」をもつて淳和朝でのめざましい昇進を果たしたとも考えられるのである。

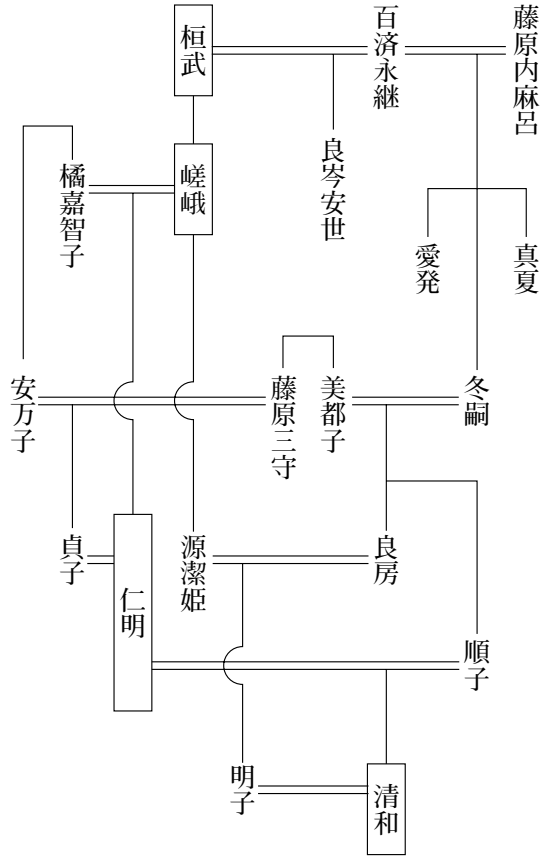
二、藤原冬嗣

北家出身の藤原冬嗣は七七五（宝亀六）年、内麻呂の次男として誕生した（系図②参照）。母は女孀百済永継であり、一歳上の兄に真夏がいる。後述するように、永継は後に桓武天皇との間に良岑安世を生んでいるから、冬嗣と安世は異父同母兄弟の関係である。

冬嗣は嵯峨天皇の一族と姻戚関係を築き、その子良房に始まる摂関政治の基礎を固めた人物である。だが、姻戚関係を利用して朝政を左右した形跡は、冬嗣からはあまりうかがえない。

ここでは、律令官人として積極的に活動することで、大臣まで昇り詰め、北家隆盛の基礎を築いたことを適宜、緒嗣とも比較しながら明らかにしたい。

系図② 藤原氏北家・南家・天皇家の姻戚関係



(一) 冬嗣の父兄

ア、内麻呂と桓武天皇
冬嗣の母百済永継は、
真夏・冬嗣を生んだ後、
桓武天皇との間に良岑安
世を生んでいる。その具
体的な経緯は不明であ
る。渡里氏は永継は平
城の乳母であり内麻呂
はその夫としての殊遇
を受けたと述べ⁽⁷²⁾、保

立道久氏は「内麻呂は自

分の妻を桓武に捧げた」と述べている⁽⁷³⁾。皇太子の乳母でかつ臣下の妻と天皇が関係を持つことがあつたのかは疑問として残る。永継は「女孀」だったと『補任』にもあり、采女・女孀として天皇に奉仕していた可能性もある。だが、女孀は定員一五二人であり、その多くの女孀の中で、永継が桓武に見初められた可能性の判断は困難である。

よってここでは、永継ではなく、内麻呂自身と桓武天皇の関係を考えたい。そのことを示唆する記述

が、内麻呂の薨伝に見られる。

辛卯、右大臣從二位藤原朝臣内麻呂薨、詔贈從一位左大臣、(中略)奕世相家、少有令望、德量温雅、士庶悦服、(中略)經事主、皆被信重、上有所問、不希指苟合、如或不從、不敢犯顏、凡典枢機、十有余年、靡有愆失、昔日庶人他戸、為皇太子時、桀跖之性、有害名流、有一惡馬、馭必踉蹌、太子、令内麻呂乘、快見傷損、惡馬低頭不動、被鞭廻旋、時人以為非常之器、薨于位、時年五十七、

〔日本後紀〕八二二〈弘仁三〉年冬十月辛卯条

他戸親王が悪馬を利用して内麻呂を害しようとした話は、後世、『今昔物語集』⁽⁷⁴⁾にも載せられる。

内麻呂を美化し、かつ他戸を冒瀆するための説話的な記述とも思われるのだが、他戸親王が内麻呂を疎んでいたことをこの話から読み取るならば、内麻呂と桓武とが結びつく一因を見出せよう。

他戸親王の性格については、次のような記述もある。

壬戌、外從五位下槻本公奈弓麻呂授從五位上、弟正七位上豊人・豊成從五位下、並賜姓宿禰、奈弓麻呂父故右兵衛佐外從五位下老、天宗高紹天皇之旧臣也、初庶人居東宮、暴虐尤甚、与帝不穆、遇之無礼、老竭心奉帝、陰有輔翼之志、庶人及母廢后、聞老為帝所昵、甚怒、喚之切責者数矣、及后有巫蠱之事、老按驗其獄、多發紆伏、以此母子共廢、社稷以寧、帝追思其情、故有此授、

〔類聚国史〕卷七十九、賞功、八〇三〈延暦二十一〉年春正月壬戌条

ここには、他戸の性格が「暴虐尤甚」と語られている。

『後紀』の載せる内麻呂と他戸の話の時期は、他戸が皇太子時代であったことから、七七二(宝亀二)〜七七二(宝亀三)年ころと考えられる。内麻呂は当時十六〜十七歳と、元服を迎えて間もなかった頃である。

内麻呂は、桓武が即位した七八一(天応元)年に二十六歳で従五位下となっている。桓武の時代に叙爵され、かつ参議以上に昇った者の中で、内麻呂と同年に従五位下となった者はいない(表⑤参照)。渡里氏は、「桓武の春宮時、すでに妻永継と桓武との関係が生じていたのではないか」という上原栄子氏の見解を紹介している⁽⁷⁵⁾。ただし、良岑安世は七八五(延暦四)年の出生であり、七八四(延暦三)

表⑤ 桓武天皇期の叙爵・参議就任貴族

氏名	従五位下		参議		四家
	延暦二(31)	延暦九(38)	延暦十三(39)	延暦十三(39)	
雄友	天応一(26)	延暦十三(39)	延暦十三(39)	延暦十三(39)	北家
内麻呂	延暦二(24)	延暦十三(34)	延暦十三(34)	延暦十三(34)	南家
乙叡	延暦二(24)	延暦十七(39)	延暦十七(39)	延暦十七(39)	式家
繩主	延暦十(18)	延暦二十一(29)	延暦二十一(29)	延暦二十一(29)	式家
緒嗣	延暦五(53)	延暦十五(63)	延暦十五(63)	延暦十五(63)	
和家麻呂	延暦四(31)	延暦十五(42)	延暦十五(42)	延暦十五(42)	
紀梶長	延暦四(28)	延暦二十四(48)	延暦二十四(48)	延暦二十四(48)	
坂上田村麻呂	延暦二(43)	延暦二十四(65)	延暦二十四(65)	延暦二十四(65)	
菅野真道	延暦八(38)	延暦二十四(54)	延暦二十四(54)	延暦二十四(54)	
秋篠安人					

カッコ内は当時の年齢。なお、菅野真道・秋篠安人は外従五位下。

年ころには桓武と永継は関係があったのだろうが、内麻呂の叙爵時までそれを遡らせることが出来るか否かは、不明である。

叙爵後の内麻呂は、甲斐・越前の国守を務めつつ、左衛士佐・中衛少将・左衛士督を歴任し、七九四(延暦十三)年、三十九歳で参議となった。左衛士督は以前、藤原種継が務めていた職である。天皇護衛の職に就いていたことは、天皇との信頼関係を示す指標になる。内麻呂は参議就任後に、勘解由長官や造宮大夫を務めている。勘解由使は桓武朝の

新政策として置かれた令外官であり、造宮大夫は平安京造営の責任者である。このことから、桓武の意向を現実のものとする役割を与えられていたことになる。

以上のように、内麻呂が築いた桓武との信頼関係は、他戸親王の皇太子時代にその起源を求めることが出来る。ただ、内麻呂だけが特別視されていたわけではないことも注意したい。参議就任後の内麻呂は、南家出身の雄友と同年あるいは同月日に昇叙・昇進していることが多い。雄友の妹吉子は桓武の夫人で、伊予親王を生んでいる。対して永継は渡来系氏族の出で、従七位下で死去しているなど、吉子との身分的な違いも大きかった。伊予親王が皇族だったのに対して、良岑安世は臣籍に降っていることは、先に述べたこととも関連するが、永継と桓武の関係がそれほど深くなかったことをうかがわせる。

イ、兄真夏と平城天皇

後述するように、冬嗣が嵯峨と公私とも結びつきを強めたのに対し、同母兄の真夏は、同い年の平城が皇太子だった時から近臣として仕えている。八〇三（延暦二十二年）七月に春宮権亮、翌年二月には春宮亮に就き、その職掌に従って、即位前の平城の意向を臣下に伝達する役割を担っている⁽⁷⁶⁾。

平城の即位後は大嘗祭を盛大なものにするよう努め、嵯峨への譲位後は平城宮の造営に当たると⁽⁷⁷⁾など、相変わらず平城への貢献度は大きかった。

真夏のこうした平城への密着度の強さを、仲成・薬子兄妹のそれと単純に比較できないが、真夏や仲成は、国史の記述を素直に読めば、平城の意向をそのまま形にする忠実な臣下であったようである。真夏が平城即位後、大嘗祭を盛大に執り行うよう努め、また、仲成とともに平城宮造営の中心にいたこと

からして、平城との関係は仲成らと同様のものではあったといえる。

時期は前後するが、真夏は平城の即位直後の八〇六（大同元）年五月には、従五位下から従四位下と四階昇叙されている。一方、仲成の場合は「及_二乎女弟薬子専_レ朝、仮_レ威益驕、」⁽⁷⁸⁾と妹薬子に寄りかかることが大きかったほか、女性関係をめぐる問題も影響したのか、八〇一（延暦二十）年に正五位下から従四位下を授かって後は、昇叙されることが無かった。仲成は薬子の変で射殺される。平城・嵯峨ともに、真夏への処遇は仲成へのそれと異なるものであった。

真夏は薬子の変後、伊豆権守、次いで備中権守に任じられた。それまで観察使や参議だったので、これらの処分は明らかに左遷である。史料の制約上、正規の守が誰であったかは不明だが、真夏は任国に赴くことは無かつたらしい。

丙午、先太上天皇、差_二前大和守従三位藤原朝臣真夏_一、令_レ賣_下可_レ停_二止平城宮諸司_一状、即率_二官人少許_一奉_レ返、

（『類聚国史』卷二十五、太上天皇、八二三〈弘仁十四〉年夏四月丙午条）

甲子、臣諱、^{平城太上天皇}（中略）勅、此書首尾称_レ臣、此表体也、不_レ可_二敢開_一、宜_二附_レ使早奉_レ返者、即副_二大臣書_一、送_二前大和守藤原真夏所_一、

（『類聚国史』卷二十五、太上天皇、八二三〈弘仁十四〉年五月甲子条）

これら二つの記事では、真夏の肩書が「前大和守」となっていること、また薨伝では「散位」⁽⁷⁹⁾と記されていることに注目したい。薬子の変時の大和守は、坂田奈氏麻呂で、次に確認できる大和守は、八二一（弘仁十二）年七月に任命された紀末成である。よって、真夏が大和守を務めたのはその間と考

えられ、大和守として平城宮の上皇に侍していたのだろう

一方、平城は、

故郷と成にしならの宮こにも色はかはらず花はさきけり

〔古今和歌集〕 2・九〇

という歌を遺している。この歌を平城が詠んだ時期は、「讓位後旧都平城に遷幸した」時して薬子の變前を想定する見方⁸⁰もあるが、私見では薬子の變で敗れ出家した後と考えたい。平城にとって「故郷」となった奈良の宮で、真夏は大和守を離れた後も、そのまま上皇に仕え、引き続き平安京の天皇と上皇の意思を取り次ぐ役目を果たしていたものと見られる。

(二) 冬嗣の果たした役割

ア、律令官人としての冬嗣

冬嗣の官歴をみると、八〇一（延暦二十）年に二十七歳で大判事となったのが初見で、平城即位直後の八〇六（大同元）年には春宮大進となって叙爵され、翌年には春宮亮へ進んでいる。春宮亮として、真夏・平城と同じような関係が嵯峨との間に築かれたものと見られる。

八〇九（大同四）年一月には兼侍従となり、平城に近侍することもあったらしい。『補任』によれば、これ以前父内麻呂も平城の侍従となっているが、冬嗣が任命された時、定員八名の顔ぶれに内麻呂も含まれていたかどうかは定かではない。八〇九（大同四）年には薬子がすでに平城と親密な関係にあったと考えられること、加えて三ヶ月ほどで平城が退位したことなどを考えてみると、冬嗣と平城の親密度

はそう高くはなかっただろう。冬嗣は同時期に春宮大夫だった巨勢野足とともに、嵯峨から初代藏人頭に任命されている。天皇直属の官人として伝奏あるいは勅旨の宣伝に当たる職務は、薬子が就いていた尚侍と同様のものといえ、男女の違いはあろうが、嵯峨の信頼の厚さがうかがえる。

真夏が春宮坊官人の時代から一貫して平城の意向を形にする役割を果たしていたのと同じように、冬嗣も嵯峨の意向を実行に移す役目を担っていた。冬嗣が参議となったのは薬子の変後の八一（弘仁二）年で、時に従四位上であったが、翌年には早くも正四位下となり、位階・官職ともに緒嗣と並ぶ。兼官も左近衛大将で禁衛を職務としていた。

八一四（弘仁五）年には従三位に、二年後には権中納言となった冬嗣は、ここで緒嗣を官職・位階とも追い越し、さらに中納言・大納言と昇った。従二位叙位は閑院への嵯峨の行幸を受けてのものであり、この時、妻美都子も叙爵されている。美都子はこの頃すでに後宮へ出仕していた可能性もある（後述）。冬嗣は緒嗣とともに『日本後紀』編纂に当たるよう命を受けている^{〔註〕}が、その主導権は緒嗣にあったようで、冬嗣は議政官としての職務に取り組んでいたことは、前に述べた。そこで、『三代格』で確認できる太政官符の発行数を見ると（表⑥参照）、八一七（弘仁八）年以降、嵯峨が退位するまでの太政官符はその七割以上が冬嗣の宣である。残りの約三割のうち発符者が明記されていないものも冬嗣の宣とするなら、弘仁年間後半の太政官符のほぼ全てが冬嗣によって出されたことと見ることが出来る。

この他の冬嗣の事績として、『弘仁格式』や『内裏式』の編纂が挙げられる。儀式・儀礼も含め、律令体制の整備という重要施策に、冬嗣は常に関わってきたことになる。

以上のことから、律令官人としての冬嗣の姿勢は、律令国家体制を恒常的に維持しようとした点にお

表⑥ 冬嗣の宣として発せられた太政官符

年 代	天皇	三代格	要略	類符	貞観
弘仁五					
六					
七					
八					
九					
十					
十一					
十二					
十三					
十四	四・一五				
十五	四・一六				
天長二					
天長三	七・二四				
淳和					
		3 (全6)			
		11 (全15)			
		13 (全19)			
		3 (全4)			
		2 (全4)			
		16 (全18)			
		10 (全10)			
		11 (全15)			
		12 (全19)			
		8 (全11)			
		1 (全6)			
			1		
				1	
					1

表について

三代格(「類聚三代格」・要略(「政事要略」)・類符(「類聚符宣抄」)・貞観(「貞観交替式」)から、冬嗣宣とわかるものを計上。三代格のみ、該当年の全体数をカッコ内に示してある。なお、同一史料もしくは複数の史料に重複して出てくるものはいくつあっても一つとして数えている。

いては、緒嗣と共通している。一方、その視点は緒嗣が民意を重視するものであったのに対して、冬嗣は律令官人、支配者の側からのものだったと言える。そうかと言って、冬嗣が民意を無視していたわけではない。冬嗣の薨伝では、

己丑、左大臣正二位兼行左近衛大將藤原朝臣冬嗣薨、器局温裕、職量弘雅、才兼文武、道叶變諧、寛容接物、能得衆人歡心、云々、分封戸一、以施貧弱、建學館而勸子弟一、年五十二、
〔日本紀略〕八二六(天長三)年秋七月己丑条)

とその人柄が評価される。「温裕」あるいは「寛容」などの表現は、頑なにその姿勢を曲げようとしなかった緒嗣の姿勢とは対照的である。

再び、『三代格』に残された太政官符に目を向けると、淳和が即位した八二三（弘仁十四）年四月十六日以降、冬嗣が死去する八二六（天長三）年七月二十四日までの太政官符全四十四通のうち、依然として七割近い三十通が冬嗣の宣である（なお、残りの十四通のうち、三通が緒嗣の宣となっている）。冬嗣死去の直前の日付で出されたものもあるが、八二五（天長二）年で区切っても、冬嗣宣の官符は七割強ある。職務を全うする冬嗣の姿勢は淳和天皇の代になっても変わっていない。

嵯峨の藩邸の旧臣として、冬嗣は弘仁年間に順調な昇進を遂げ、位階・官職とも緒嗣を追い越す。そして嵯峨朝最後の年に嵯峨の一家との姻戚関係を子女を通して築くのだが、淳和天皇の時代になっても冬嗣の政治姿勢は変化することは無かった。八二五（天長二）年四月の同日に、冬嗣は左大臣に、緒嗣は右大臣に昇っている。これについては、淳和は冬嗣を優遇した⁽⁸²⁾のか、それとも叔父の緒嗣を優遇した⁽⁸³⁾のか、評価は分かれるところだが、純粹に空席だった大臣職に、律令官人として嵯峨や淳和からの期待の大きい二人が順当に右大臣から左大臣、大納言から右大臣にそれぞれ昇ったものと見ても差し支えは無かろう。

イ、嵯峨の閑院行幸と良房・順子

藤原氏と天皇家の姻戚関係は平安時代以前にもあった。奈良時代には、天皇・皇后の避諱の規定が設けられたが、藤原氏の氏名あるいは鎌足・不比等の名は、天皇・皇后の諱と同等の扱いを受け⁽⁸⁴⁾、それによって人名のみならず地名まで改められるという事例⁽⁸⁵⁾も見られた。姻戚関係を前提とした、藤原氏への優遇策への一つと言えらるだろう。

この避諱の規定が適用された、平安時代初期の事例は、次の三例である。最初は八〇六（大同元）年七月のことで、紀伊国安諦郡が平城天皇の諱「安殿」に触れるとして、在田郡に改められている⁽⁸⁶⁾。次いで、八〇九（大同四）年九月、伊与国神野郡もまた、嵯峨天皇の諱「神野」に触れるとして、新居郡に改めさせられた⁽⁸⁷⁾。三例目は、大伴氏が淳和天皇の即位後、天皇の諱に触れるとして伴氏に改めさせられた⁽⁸⁸⁾ことである。

このようにして、避諱を目的とした改名は、仁明朝でも見られるのだが、藤原氏が改められるという例は現在のところ、確認できていない。冬嗣の子長良・良房・良相らが仁明の諱「正良」と一字被つていても、改めさせられてはいない。かつて皇后を輩出した一族として、天皇家と並ぶ扱いを受けていたことを示すものと考えられよう。

ところで、冬嗣の従三位叙位は、嵯峨の閑院行幸の際で、この時妻美都子への叙位もあつたことは先述した。嵯峨が臣下の私邸を訪れた理由を探るために、この時期の天皇の臣下宅行幸の意味を考えておきたい。

桓武と淳和の四天皇の臣下宅行幸をまとめると、表⑦のようになる。桓武は藤原継繩の第・別業、そして皇子伊予親王の荘を多く訪れている。継繩の妻は尚侍だつた百済王明信であり、伊予親王の生母は藤原吉子である。いずれも後宮の構成員であり、特に桓武の寵遇を受けたという明信は夫継繩の存在とともに子乙叡の出世にも影響を与えるほどだつた⁽⁸⁹⁾。一方、伊予親王の生母藤原吉子は是公の女であり、桓武は伊予親王の生前（と思われる頃）には是公の第・別業を訪れている。

是公が桓武の皇太子時代に春宮坊の官人であつたことも関係していようが、天皇の臣下宅訪問には後

宮との関係を抜きには考えられないようである。平城・淳和については史料の制約もあって傾向を見いだすに至らない。ただ一例だけではあるが、嵯峨も一例だけ、典侍小野石子の長岡第へ訪問している。

こうした傾向を踏まえるなら、冬嗣の妻美都子も八一四（弘仁五）年には後宮の女官として嵯峨に出仕し、尚侍となって淳和天皇にも仕えていたと考えられよう。したがって、嵯峨が冬嗣邸を訪れた理由は、美都子を寵遇していたからということになるろう。

冬嗣は子良房・順子を通して嵯峨の一族との姻戚関係を築き、北家発展の基礎固めを成したと言われている。このいわば天皇の身内としての立場は、冬嗣が律令官人として嵯峨に変わることなく仕えてきたことが評価された結果、成立したのであろう。だが、かつて尚侍だった菓子子が、その意見を全て平城に取り入れられていたとされる事実を鑑みると、尚侍美都子の存在は、嵯峨の一族との私的な結びつきを形成するのにより大きな効果を發揮したことをうかがわせる。

冬嗣の子良房は八〇四（延暦二十三）年に生まれ、「弱冠之時」⁽⁹⁰⁾すなわち二十歳となった八一三（弘仁十四）年に嵯峨の女源潔姫と結婚したと考えられる。また、順子が嵯峨の皇子正良親王の室となったのも、親王の「儲貳之日」⁽⁹¹⁾、すなわち良房が潔姫と結婚したのと同じ年と考えられる。いずれも八一二（弘仁十二）年の嵯峨の閑院行幸とはそう遠くない時期と言える。

特に良房の場合、源潔姫は臣籍に降下していたとはいえ、内親王格の皇女との婚姻は、継嗣令やその改正規定⁽⁹²⁾を逸脱した特例といえるものであり、かつ「勅」によって潔姫は良房に嫁している⁽⁹³⁾こともまた、注目に値する。天皇の勅は律令や格式の制約を受けないこともあったことは、重要であろう。

嵯峨の意図は不明だが、冬嗣や美都子の功績への恩賞を、良房や順子に与えたとするならば、先に述

表⑦ 桓武く淳和天皇の臣下宅訪問

天皇	年月日	訪問先	訪問先での出来事	備考
桓武	延暦3・閏9・17	右大臣(藤原是公)の田村第	幸、宴飲、弟友(是公三男) 叙爵	高橋津に行幸、その帰途に訪問
	延暦6・8・24	藤原繼縄の第	百濟王明信(繼縄室、尚侍) に従三位叙位	交野に行幸、遊獵、その行宮とする
	延暦6・10・17	藤原繼縄の別業	奏樂(主人、百濟王ら)	
	} 10・20		乙叙(繼縄二男) 叙位(從五位上→正五位下)	
	延暦10・4・27	神王の第	その他、百濟王ら叙位	交野に行幸、遊獵、その行宮とする
	延暦10・10・10	右大臣(藤原繼縄)の別業	幸、淨庭王(神王女) 叙爵	
	} 10・12		奏樂(右大臣、百濟王ら)	
	延暦11・2・27	藤原是公(故人)の別業	乙叙叙位(正五位下→從四位下)	栗前野にて遊獵、その後の訪問
	延暦11・2・29	藤原乙叙の第	その他、百濟王ら叙位	京中巡幸に際しての訪問
	延暦11・5・17	藤原繼縄の別業	物を賜う	
	延暦12・2・4	藤原繼縄の別業	宴飲、奏樂、繼縄が布帛を献す	栗前野へ幸、その際に訪問
	延暦12・4・3	右大臣(藤原繼縄)の別業	從官に物を賜う、諸主(繼縄孫) 叙爵	葛野へ幸、その際に訪問
	延暦12・8・26	藤原乙叙の園池	親王・山背国司ら奉獻、五位以上に衣被を賜う	京中を巡覽、その際に訪問
	延暦12・8・28	藤原繼縄の別業	四位以上に衣を賜う	葛野で遊獵、その際に訪問
	延暦12・9・22	伊予親王(桓武皇子)の江亭	親王・雄友の子弟に衣を賜う	栗前野で遊獵、その際に訪問
	延暦12・11・2	藤原繼縄の庄	五位以上に衣を賜う	新京の巡覽、その際に訪問
	延暦13・4・28	藤原繼縄の高橋津の莊	宴飲、五位以上に衣を賜う	新京の巡覽、その帰途に訪問
	延暦14・10・16	藤原繼縄の別業	?	交野に行幸、その行宮とする
	延暦15・12・14	朝原内親王(桓武皇女)の第	親王・雄友の子弟に衣を賜う	京中の巡幸、その際に訪問
	延暦17・8・13	伊予親王の山莊	五位以上に物を賜う	北野で遊獵、その途中に訪問
	延暦19・1・10	五百井女王の庄	飲酒高会、天皇詠歌	
	延暦20・4・19	紀勝長の山階の宅	幸	的野で狩獵、その途中に訪問
	延暦21・8・27	親王諱(神野)の莊	五位以上に衣被を賜う	
	延暦22・8・19	伊予親王の愛宕の庄	行幸	北野で遊獵、その途中に訪問
	延暦23・8・27	伊予親王の大井の莊	?	京中を巡行、その際に訪問
	延暦23・2・20	伊予親王の第	四位以上に衣を賜う	

	平城	大同4・12・4	故右大臣大臣朝臣清麻呂の家		
	嵯峨	弘仁4・4・22	皇太弟の南池	幸、文人に命じて賦詩させる 藤原園人が和歌を奉り天皇が歌で応じる 園人が舞踏、雅楽寮奏楽 五位以上に衣被、諸王・藤原氏の六位以下・文人に綿を賜う 幸、文人に命じて賦詩させる、雅楽寮奏楽 五位以上に衣被を賜う 幸、供張の直、群臣献詩 冬嗣叙位（正四位下↓従三位） 藤原美都子（冬嗣室）叙爵 五位以上に衣被を賜う 幸、文人に命じて賦詩させる 春宮坊の官人叙位（清原夏野、橘長谷麻呂） 四位以上に被、五位並びに春宮属以上および六位以下の王と藤原氏の者などに衣を賜う 親王奉献、侍臣に衣被を賜う 幸、文人に命じて賦詩させる 石子叙位（従三位↓正三位） 高賀茂伊予人（石子女）叙爵、五位以上に衣被を賜う 幸、文人に命じて賦詩させる 幸、天皇賦詩、群臣の多くが献詩 禄を賜う、有智子内親王叙位（無品↓三品） 交野女王（内親王母）叙位（従五位下↓従五位上） その他、叙位あり	
淳和		天長7・9・21	清原夏野の新造の山荘	幸、詩人三〇人を選んで天皇の御製に応えさせる 侍従・文人に禄を賜う 葛井庭子（夏野室・滝雄）叙位 主人が親族を率いて拝舞 侍臣以下山城国掾以上に禄を賜う	
		天長7・閏12・2	清原夏野の双岡の宅	北野へ幸、その際の訪問	栗前野で遊獵、日暮れ時に訪問
		弘仁5・8・11	皇太弟の南池		
		弘仁5・4・28	藤原冬嗣の閑院		
		弘仁4・8・15	皇太弟の南池		
		弘仁5・9・27	明日香親王（桓武皇子）の宇治別業		
		弘仁7・2・25	小野石子（典侍）の長岡の第		
		弘仁12・9・6	右大臣（藤原冬嗣）の閑院		
		弘仁14・2・28	有智子内親王（嵯峨皇女）の山荘		

べた桓武と百川・緒嗣父子と関係にも似てはいる。ただし、百川・緒嗣と異なるのは冬嗣の男児にも女児にも皇族との姻戚関係が築かれた点であり、これが後に撰関政治を生み出す温床となったことは、冬嗣も嵯峨も死去した後のことなので、八二三（弘仁十四）年の時点では誰も予想し得なかったことなのだろう。

ウ、嵯峨・淳和両天皇と冬嗣の恩惑

これまで述べてきたことを振り返ると、緒嗣の立身出世に女家族（旅子・帯子）の存在も少なからず影響していたのと同じように、冬嗣の官人としての歩みにも、尚侍として出仕した妻美都子の存在が小さくなかったことがうかがえる。良房が源潔姫と、また、順子が正良親王と婚姻関係を結んだことも、母美都子の存在を抜きにしては考えられない。美都子の存在は、嵯峨による二度の閑院行幸という事実で浮かび上がる。

冬嗣の律令官人としての活躍を、天皇家との姻戚関係を目論んでいたことの表れと捉える説明には、疑問が残る。臣下の女性が天皇・親王に召されることはあっても、良房と源潔姫の結婚に嵯峨の「勅」があったように、臣下の男性が内親王格の皇族女性と結婚することは律令・格式の規定を逸脱する行為として、本来難しかったと見られるからである。よって、良房や順子と嵯峨の一族との結びつきを、冬嗣のねらいとして捉える従来の見方には、再考の余地がありそうである。

ここで、淳和天皇の即位後の冬嗣と嵯峨の関係を考えたい。

八二三（弘仁十四）年、冬嗣は、讓位を表明した嵯峨に対して、慰留を行っている。

甲午、帝遷^二于冷然院^一、詔^二右大臣藤原朝臣冬嗣^一曰、朕思傳^二位皇太弟^一矣、今將^レ果^二宿心^一、故避^レ宮焉、冬嗣言曰、聖唯知^レ聖、今陛下以^二萬機^一付^二託聖人^一、天下幸甚、但比年之間、豐稔未^レ復、若奉^二一帝^一太^二上皇^一、臣恐^二天下難^レ堪、臣願暫待^二年復^一、然後傳^レ位、於^レ事不^レ晚、(後略)

〔日本紀略〕八二三〈弘仁十四〉年夏四月甲午条

讓位を表明した嵯峨に対して冬嗣は、年来不作が続いて未だ回復せず、もし今一天皇(淳和)・二太上天皇(平城・嵯峨)となれば、天下にとつて堪え難くなる恐れがあるから、作況の回復を待つて、その後讓位するよう嵯峨に再考を促している。冬嗣が嵯峨に讓位を延期するよう求めたこの理由は表向きで、真の理由は別の所にあつたとする考え方も出来よう。それは皇位継承の問題にも大きく関わっている。

冬嗣の女順子が正良親王(仁明天皇)に嫁した時期は「儲貳之日」すなわち立太子の日であるが、現実的に考えて、順子が正良親王に嫁す予定は立太子以前にあつたはずである。冬嗣がその野心から、順子を通して、正良親王の立太子を目論むなど、皇位継承をも左右しようとしていた可能性も否定できない。

私見では、嵯峨の閑院行幸の背景として、尚侍美都子の存在が考えられるが、冬嗣の、藩邸の旧臣以来の功績も重要な要素であつたと考えられる。同じく嵯峨の藩邸の旧臣だつた三守も、女貞子を仁明天皇に入れてゐる。淳和天皇の旧臣にも、女を恒貞親王に入れた冬嗣の弟愛発がいる。

仮に冬嗣に野心があつたとするならば、桓武の「皇孫」⁽⁹⁴⁾恒世親王の立太子辞退を経て、正良親王は立太子するので、冬嗣の野心は実現に限りなく近づいたと言える。嵯峨が皇子正良親王の立太子を拒

んだのは、恒世親王の正統性を訴えたかったのではなく、冬嗣の野心を警戒してのものだったとも思えてくる。

皇位継承の問題にはこれ以上踏み込まないが、淳和朝に至っても、太政官での政務を統括していたのは、嵯峨朝から変わることなく冬嗣であった。また、讓位後の嵯峨が狩獵に冬嗣を陪從させている。そもそも冬嗣による慰留に嵯峨は耳を貸さず讓位していることから、恒世親王を立太子辞退に追い込んだり正良親王を立太子させたり、と皇位継承の行方を左右するほどの影響力が冬嗣（あるいは美都子）にあったとは考えられない。

仁明の即位を見る前に、冬嗣は八二六（天長三）年、五十二歳で死去するので、判断は難しいところだが、野心や暗躍といった思惑を生前の冬嗣本人からは見いだせないのである。

実際、嵯峨・淳和は家柄や姻戚関係よりも、実務能力や功績を重視する傾向にあった。藩邸の旧臣でなくとも、安倍安仁のように、若き日の有能さが朝廷内に伝わり、後に嵯峨上皇の院別当として、さらにその手腕を高く評価された者もいる⁽⁹⁵⁾。嵯峨が能力や功績を重視するなど、律令制の原点に拘った背景には、薬子の変があつただろう。姻戚関係など、臣下との私的関係が形成されることはやむを得ないとしても、それが国政を左右することが無いように努めようとしていた姿勢もうかがえる。

天皇家と藤原氏の姻戚関係が次第に強まる中で、このように姻戚関係とは別にその能力を買われた官人たちの分析は今後の課題としておきたい。

(三) 小括

以上、冬嗣についても緒嗣と同様に、律令官人としての側面を中心に検討してきた。

冬嗣は民意重視の緒嗣とは対照的で、律令官人、支配者の側から律令制の維持を図ろうとする政治姿勢を持っていた。緒嗣と律令国家の維持に努めようとする姿勢で共通はしているが、冬嗣は官人が襟を正すことで民意にも応えられると考えていた。とは言え、民意を全く無視して支配者側の視点で一貫していたわけではなかった。それが先に挙げた薨伝の「寛容接_レ物、能得_二衆人歡心_一」の表現に示されている。

その政治姿勢を以て、冬嗣は嵯峨に仕え、太政官をまとめる役割を担ってきた。八一八(弘仁九)年以降、冬嗣が上卿となつて出された太政官符は特に多い。太政官符はその決定事項を發議・奏上したものと上卿として宣した者が異なつているため、官符の命令内容が上卿個人の意志や政策を反映しているとは言えないという指摘もある⁽⁹⁶⁾。その通りであるが、奉勅の場合も含め、官符として宣下している以上、上卿である冬嗣はその奏上に沿つた意向を示していることには違いないだろうから、出された官符は冬嗣の政策と考えても良いのではないだろうか。冬嗣と天皇の意向が食い違つた場合は、他の中納言以上の者が上卿となることも可能だつたであろうからである。先述した、上原栄子氏の見解⁽⁹⁷⁾は妥当なものと考ええる。緒嗣が按察使や觀察使として行つたような奏上は、冬嗣には見られないが、緒嗣と違つて具体的な政策案を持っていたことも、嵯峨朝期の代表者となつた一因と見られる。

このようにして冬嗣の律令官人としての役割を述べたものの、冬嗣の子と嵯峨の子の婚姻は、その後

の摂関政治との関係で無視できない問題であり、従来の研究と同じように、姻戚関係に必要以上に言及した部分があった感も否めない。ただ、冬嗣の政治姿勢が淳和即位後も変わっていないと見られること、正良親王を皇太子に立てたのは淳和個人の考えだったこと、などを考えると、冬嗣が嵯峨の一族と持った姻戚関係が、後の摂関政治のように国政をも左右するような影響力があったとは認められない。嵯峨や淳和の官人登用には、藩邸の旧臣か否か、また実務能力や功績の有無が大きな要素となっているのである。嵯峨や淳和が上皇として律令制の仕組みにどの程度の影響力を持ったのかを考える必要もあるだろうが、後に、承和の変を経て橘氏が復権の一途を辿るのは、嵯峨の死を待っていたかのようでもある。

良房・潔姫、順子・仁明の婚姻の背景の一つには、冬嗣が嵯峨にその皇太子時代から仕え続けてきたことがあった。良房は特に、嵯峨にその「風操」⁽⁹⁸⁾を評価されて、「勅」によつて潔姫との結婚に至っているが、そうなるに至った契機はやはり、冬嗣の嵯峨への功績にある。

付け加えて言うならば、嵯峨は葉子の変などの反省から、官人の能力や功績を重視する姿勢を見せながら、一方で冬嗣の子と自身の子女とを結婚させている。そして淳和が退位して仁明天皇が就くと、立太子を拒む恒貞親王を引き留めている。恒貞親王の母正子内親王は嵯峨の皇女であるから、恒貞は藤原氏を外戚に持たない。

嵯峨が皇子正良親王の立太子を拒んでいたことも考えれば、嵯峨は「天皇一族は王権を保持するため、血統的尊貴性を崩壊させないように多大な配慮をした」⁽⁹⁹⁾との見解を示す栗原弘氏の見解が妥当だろう。正良親王の立太子は冬嗣にとつても、意外な出来事だったのではないだろうか。

三、藤原氏内の冬嗣・緒嗣の役割・意義

本論の最後に、藤原氏内部で果たした緒嗣と冬嗣の役割や意義について、興福寺や勸学院・施薬院との関わりを中心に若干の言及をしておきたい。

(一) 冬嗣と興福寺南圓堂

興福寺南圓堂は、冬嗣によって八一三（弘仁四）年に建立された。その目的は父内麻呂を奉ることのほか、「悲_レ藤氏衰微_一」というものもあったと『興福寺流記』（以下、『流記』）にある。『流記』では、「衰微」の中身を「時代推移。關白移_レ他家_一尅。」と説明している。これらのことは、最初にも述べたとおりである。

南圓堂の本尊である不空絹索觀音像は、『流記』によれば「長岡右大臣」こと永手が発願・造立したものである。『流記』が引用する古記類には、発願者を房前や永手、内麻呂、さらには冬嗣とする記述まで見られる。ただ、『流記』は、冬嗣が南圓堂を建立した目的を「爲_レ遂_二先考之素懷_一」とする古記を挙げている。また、堂の建立前年の八二二年十月に内麻呂は死去している。このことから、「先考」すなわち冬嗣の父内麻呂が像を造立して講堂に安置し、後に冬嗣が南圓堂に移したものと見て間違いないだろう。なお、内麻呂は『分脈』に「号_二後長岡大臣_一」とある。

この南圓堂において、冬嗣は八一七（弘仁八）年、内麻呂を供養するために、法華会を初めて行つて

いる。その期間は九月三十日から内麻呂の命日である十月六日までの七日間である。鎌足の忌日に合わせて行われる維摩会が十月十日から十六日まで行われるのと、時期的には接近していることは興味深い。冬嗣が氏長者として、恐らくはこれら二つの法会をとりまとめていたのだろう。

このように南圓堂と内麻呂・冬嗣の関係をみると、『流記』の「悲_二藤氏衰微_一」の「藤氏」とは、藤原氏全体ではなく、房前―真楯―内麻呂―冬嗣に至る流れだけを指すものであると考えられる。『流記』に不空絹索観音像が「繁昌藤氏之本尊」と記されており、また、撰関家の氏寺信仰の中心となったという説明⁽¹⁰⁰⁾もある。先に、嵯峨の意向でその子孫と冬嗣の子孫が姻戚関係を結んだことで、冬嗣と嵯峨があざかり知らぬところで、後の撰関家の繁栄に至ったとしたが、冬嗣が藤原氏中興の祖として認識されたのは平安時代中期以降ということになる。

なお、『流記』によれば、法華会の会料（米七十二石六斗五升五合）は、鹿田荘（備前国）の地子が用いられたという。また、調布百五十段は穀倉院から運送されていたという。これらの財源がいつから充てられるようになったかは記されていない。

維摩会は興福寺で鎌足の忌日にあわせて行われる私的な法会でありながら、承和年間までには宮中三大会として朝廷の行事になった。法華会も、三大会には含まれないが、穀倉院からの調布の運搬があったところを見ると、公私両方の色合いが含まれた行事になったことがうかがえる。その時期は維摩会が宮中三大会となった承和年間、良房の時代だったのではと推測される。

(二) 勸学院と施葉院

勸学院は『続日本後紀』が載せる緒嗣らの上表（後掲）にもある通り、「藤原氏諸親絶乏之者。同氏子弟勤學之輩」、すなわち藤原氏で大学に通う学生のために、冬嗣が建立したもので、八二一（弘仁十一年）年のことである。冬嗣は大臣の職封二千戸から半分の一千戸を勸学院・施葉院に充てていて、それが後に氏長者が自らの封戸を院の財源に充てることの模範となっているのは、桃裕行氏⁽¹⁰⁾の指摘する通りである。

冬嗣の死後、藤原氏の長者となったのは緒嗣であり、八二六（天長三）年七月以降のことである。先に述べたとおり、緒嗣は天長年間初期には蟄居している、政務への関与は国家の大事とされる場合に限られるので、弘仁年間までと比べると、死去する八四三（承和十）年まで目立った政治活動は無い。ただし、藤原氏内部の問題においては、わずかに一例だけだが、氏長者として一族を代表したと考えられる事例がある。それが、次に挙げる勸学院の経営問題に関わる上表である。

甲子（中略）左大臣正二位藤原朝臣緒嗣。從二位行大納言兼皇太子傳藤原朝臣三守。正三位行中納言藤原朝臣吉野。從三位藤原朝臣愛發。權中納言從三位兼行左兵衛督藤原朝臣良房。從四位下行勸解由長官藤原朝臣雄敏等上表言。臣聞。順風呼者易爲氣。因時行者易爲力。今之所祈。蓋此之謂矣。故左大臣贈正一位藤原朝臣冬嗣。情深謙挹。義貴能施。遂乃折割食封千戸。貯收於施藥勸學兩院。藤原氏諸親絶乏之者。同氏子弟勤學之輩。量班與之。但封邑之賞。人歿則已。所以買置田業。散在諸國。創業之始。壤利所輸。不須督促。全入院廩。大

臣歿後。巧避多端。合_レ輸不_レ輸。十而八九。此則物色非_レ公。人情不_レ畏。州縣僻遠。按覈不_レ由之所_レ致也。伏以。臣門_二舊績_一。永錫_二功封_一。悠悠眇末。靡_レ不_レ沾澤。夫毀_レ家益_レ國。臣節攸_レ先。以_レ此拜_レ章。(中略)伏冀乾慈殊賜_二接援_一。下_二知國司_一。令_レ加_二檢送_一。然則勢易_二於走_レ丸焉。事同_二於轉_レ圓矣。擾_レ公之妨細。而濟_レ物之矜大也。緬彼幽魂。戴_二光寵於窀穸_一。凡厥眷屬。陶_二寶化_一而俯仰。詔報曰。情切_二仁義_一。事憑_二興復_一。宜_二依_レ來請_一助_中彼周急_上焉。

〔続日本後紀〕八三六（承和三）年五月甲子条

これは、冬嗣は自らの死後を見越して、諸国の田を買って、その壤利を勸学院・施薬院に輸送する体制を整えていたものの、その体制も結局は冬嗣の死去で立ち行かなくなったため、その改善をめざして藤原一族が連名で提出した上表である。

両院のうち、特に勸学院は大学別曹とは言え、藤原氏のための施設である。それにも拘わらず、この上表は、滞った財源の確保を国司に行わせてほしいという、公私混同とも受け止められかねないことを願った内容となっている。その点を、公的施設である施薬院を持ち出し、また「夫毀_レ家益_レ國。」と藤原氏を助けることが国家の利益にもなると主張することで、私的な要望を和らげようとしているようにも見える。その効果もあつてか、この上表は詔によって認められている。

桃裕行氏によれば、勸学院は氏長者がその管理を行っていたという。また、勸学院の学生は院からも朝廷からも学費の支給を受け、かつ学館院・奨学院・弘文院の学生よりも、上位の段階へ進むことが有利だったという。施薬院については、新村拓氏¹⁰が、平安京の施薬院は八一（弘仁二）年以前に建てられていて、その所在は藤原三守宅の東隣にあったと述べている。

両院とも、設置当時の職員構成などは定かではないが、冬嗣の死後は緒嗣がその死去まで代表のような役割を担っていたのだろう。しかし、緒嗣の天長・承和年間の状況を見ると、実質的な管理は三守が行っていたのではないか。新村氏の述べる施薬院の所在地から考えても、その可能性は十分考えられることである。

勸学院はその後、基経の時代までには「大學寮南曹」すなわち大学別曹となっていた。八七二（貞観十四）年十二月に基経の宣で下された大政官符は以下の通りである。

大政官符

勸學院一區在_二左京三條一坊_一

右得_二彼院解_一一俛。件院。是贈太政大臣正一位藤原朝臣冬嗣去弘仁十二年所_二建立_一也。即爲_二大學寮南曹_一。但不_レ被_レ管_二寮家_一。創業年深。内外聞遠。加以去承和三年十月五日田園所_レ輪牧宰可_二催送_一之状騰。勅符頒_二下諸國_一。而所在之職未_レ有_二承知_一。恐千祀之後事不_二分明_一。望請。下_二知京職_一以爲_二後驗_一。謹請。官裁_一者。右大臣宣。依_レ請。

貞観十四年十二月十七日

〔類聚三代格〕

この官符では、勸学院が大学別曹となつた時期は判然としない。桃氏は時期について触れてはいないが、先に挙げた八三六（承和三）年五月以降では無いだろうか。

氏長者は「コノ院ヲ管領シテ興福寺及比氏ノ社ノコトヲトリオコナハル。」⁽¹⁰⁾ という役目を持つていた。すなわち、勸学院は大学別曹として大学寮との密接な関係を持ち、国司がその財源確保にあたる点で公的な性格を持ちながら、大学寮の管轄下ではなく、氏長者が管領したのである。先の緒嗣らの上表

をうけて規定された国司による財源の運搬が、当の国司に周知徹底されていなかったことから、基経宣の太政官符で、勸学院のある左京職がその後驗となるようにと下されている。前節で維摩会が宮中三大会となり、また、法華会の調布が穀倉院から運ばれるようになったのは良房の時代と比定した。勸学院の運営に公的な機関が関わるようになったのは、緒嗣の時代を契機として、基経の時代になってからである。朝政が藤原氏に影響を及ぼしていた承和以前と異なり、良房・基経の時代には藤原氏の意向が朝政を動かすようになっていたことをうかがわせる。

おわりに

藤原緒嗣と藤原冬嗣に絞り、律令官人としての事績・役割に重きを置いて、論じることが試みた。その結果、緒嗣・冬嗣らが、律令官人の頂点に昇り詰めた背景に、二つの共通点があった。

一つは、政争・政変に主体的に関わるようなことも無く、代々の天皇に律令官人として任せ、職務を全うしていたということである。

そのことはまず、弘仁年間後半の太政官符の大半が、その頃台閣の首班となった冬嗣宣で下されていることが示している。冬嗣は妻美都子とともに、嵯峨に任せ、子の良房や順子は嵯峨の皇子女と結婚するところまで至ったが、これは嵯峨の「勅」が無ければ実現し得なかったことである。天皇の意向が冬嗣の家族の行く末に影響を及ぼしたわけだが、冬嗣の意向が皇族との姻戚関係はもちろん、正良親王（仁明天皇）の立太子を左右するような権限は持たなかった。

ただし、冬嗣の事績、そして嵯峨によって認められた皇族との姻戚関係は、冬嗣や嵯峨はもちろん、淳和や緒嗣の死後に、良房以降の北家が天皇家と私的な密着度を強める契機になったことは確かである。冬嗣に野心が無かったとしても、後の時代のことを考えれば、冬嗣は北家発展の基を築いたことは確かである。興福寺南圓堂が北家の氏寺信仰の中心になり、あるいは冬嗣を奉るために良房が長講会を催したことは、現在に至るまで冬嗣が北家中興の祖として認識されることの始まりと言えるだろう。

緒嗣は嵯峨天皇の治世下で、官・位とも冬嗣に追い抜かれてしまうが、このことが緒嗣の政治家としての歩みに暗い影を落としたとは言い難い。緒嗣は病の影響で蟄居せざるを得ない状態に至り、結果、辞意を何度も表明している。出世に縁遠かったというより、むしろ出世に関心が無かった、関心を示せる状況に無かったのである。辞意を示しつつも、国政の一大事や藤原氏一族全体の問題など、要所で先頭に立っていたことは、天皇や上皇は勿論、同じ藤原氏も緒嗣を必要としていたのであり、その求めに応じて緒嗣は責任を果たしてきたということになる。

各々の公卿の官職とその職務内容は、姻戚関係の影響を受けることは無い。しかし、昇進は姻戚関係に左右されることもある。これを踏まえると、緒嗣・冬嗣とも、その官職に応じた職務を全うすることに力を注いだ結果、出世したと言える。ここに、葉子の変以後、約三十年間事件が起きなかった理由も求められるだろう。二人と違い、良房は出世ありきの考えからまず、承和の変において上席の藤原愛発・吉野を排除して順当に中納言から大納言へ、さらに文徳・清和天皇が即位すると、今度は姻戚関係を背景に大臣・摂政まで昇り詰めたと考えられるのである。

二つめの共通点は、後宮に近親者が出仕していたことである。緒嗣の場合、姉妹の順子や帯子がそれ

それ天皇に嫁し、冬嗣の妻美都子も尚侍として嵯峨・淳和に仕えていた。伊予親王事件で処罰された乙叡は、母百濟王明信のために出世したことは前述した。婚姻が結ばれずとも、天皇の寵遇を受ければ、その女性の親族にまで影響が及ぶのであり、緒嗣も冬嗣も、程度はわからないが、多少なりとも近親者が後宮に出仕していたことの恩恵にあずかったと見られるのである。

緒嗣と冬嗣は以上のような共通点を持ちながらも、姻戚関係の有無という点で違いがあった。藤原氏に限れば、承和の変後、緒嗣やその子孫ではなく、姻戚関係を持った冬嗣の子孫が隆盛に向かい、撰閣政治へとつながる。天皇あつての撰閣とは言え、外戚となった冬嗣の子孫の発言が、幼少の天皇の意志形成に大きな力を持ったためと考えられる。

さて、本論の中でいくつかの問題点を残したが、その他にも今後の課題が見えてきたので、最後に触れておきたい。特に、貴族の権力と天皇・上皇の権力の関係である。

冬嗣の意向とは全く関係の無いところで、娘婿となる正良親王が淳和の皇太子に立ったと見られるが、薬子の変の反省からか、嵯峨がこの立太子に反対したことは先に述べた。その後、正良親王は仁明天皇として即位し、淳和の皇子恒貞親王が皇太子となった。正良親王の前に皇太子となるはずだった恒世親王、そして恒貞親王とともに淳和天皇の皇子であり、そのために嵯峨系と淳和系の両統迭立と表現している見解もある。だがもう一つ、藤原氏を母に持つ嵯峨・淳和・文徳、橘氏を母に持つ仁明とは異なり、恒世・恒貞の母はともに内親王という共通点があることも見逃せない。

こうした事実を踏まえ、承和の変の後に道康親王が立太子することを考えると、生前の嵯峨の発言力・影響力の大きさが絶大だったと思われるのである。皇位継承の問題以外でも、淳和・仁明朝におい

て嵯峨上皇は薬子の変で処罰された者の赦免⁽¹⁰⁴⁾、あるいは官人の叙位にその影響力を發揮した⁽¹⁰⁵⁾事例がいくつかある。

平安時代初期、藤原氏は皇族との直接の姻戚関係が無い中で、本来の律令官人としてその才能を發揮し、成果を積み重ねることで、永らく太政官の中心的地位を占め得たことを明らかにした。今後は嵯峨の生前と死後（承和の変後）で王権と藤原氏の地位の関係がどう変化したか、摂関政治への發展をも見据えて、その追究が必要であるし、今後の課題としたい。

（まちだ かずや・日本文化専攻博士課程一年）

- (1) 『大鏡』第五卷(藤氏物語)。以下、引用は日本古典文学大系『大鏡』(岩波書店)に拠った。
- (2) 『興福寺流記』(鈴木学術財団編『大日本仏教全書』八四、寺誌部)所収。
- (3) 林陸朗「藤原緒嗣と藤原冬嗣―平城・嵯峨朝の政界鳥瞰―」(同氏『上代政治社会の研究』所収、吉川弘文館、一九六九年)。初出は一九六二年。
- (4) 阿部猛「平安初期の一貴族の生涯―藤原緒嗣小伝―」(同氏『平安前期政治史の研究』所収、新生社、一九七四年)。初出は一九六一年。
- (5) 高橋崇「藤原緒嗣と菅野真道―延暦二十四年の相論を中心として―」(『続日本紀研究』三の六、一九五六年)。
- (6) 大平和典『日本後紀』の編纂と藤原緒嗣(『皇學館論叢』三五の二六、二〇〇二年)。
- (7) 福井俊彦「淳和朝の嵯峨派官人」(『史観』一二六、一九九二年)。
- (8) 上原栄子「嵯峨朝における藤原冬嗣の役割―弘仁十年―天長三年の官符を中心に―」(『法政史学』七、一九六五年)。
- (9) 『公卿補任』宝亀二年条。以下、引用は新訂増補国史大系『公卿補任』(吉川弘文館)に拠った。
- (10) 『神皇正統記』中。
- (11) 『続日本紀』七七九(宝亀十)年秋七月丙子条。
- (12) (9)に同じ。
- (13) 『愚管抄』卷第七。
- (14) 『日本紀略』七七〇(宝亀元)年八月癸巳条。
- (15) 中川収「光仁朝の成立と井上皇后事件」(同氏『奈良朝政治史の研究』所収、一九九二年)。初出は一九六七年。
- (16) 河内祥輔「古代政治史における天皇制の論理」(吉川弘文館、一九八六年)。
- (17) 『続日本紀』七六九(神護景雲三)年冬十月癸丑・甲子条。
- (18) 『日本後紀』七九九(延暦十八)年二月乙未条。
- (19) 『続日本紀』七八六(延暦五)年春正月戊申条、七八八(延暦七)年五月辛亥条。

- (20) 『日本紀略』七九四(延暦十三)年五月己亥条。
- (21) 『続日本紀』七八八(延暦七)年五月辛亥条。
- (22) 『日本後紀』八〇五(延暦二十四)年二月甲寅条・五月甲午条・六月丁未条。
- (23) 『日本後紀』八〇五(延暦二十四)年二月丙午・夏四月甲辰・冬十月庚申条。
- (24) 『日本後紀』八〇五(延暦二十四)年三月己丑・壬辰・丙申条。
- (25) 『日本後紀』八〇五(延暦二十四)年夏四月乙巳条。
- (26) 『日本後紀』八〇四(延暦二十三)年十二月丙寅条。
- (27) 『日本後紀』八〇五(延暦二十四)年春正月甲申条。
- (28) 『三善清行』「意見封事十二箇条」(日本思想大系『古代政治社会思想』所収、岩波書店)。
- (29) 『日本後紀』八〇五(延暦二十四)年十二月乙巳条。
- (30) 『日本後紀』八〇六(大同元)年五月己丑条。
- (31) 『日本後紀』八〇六(大同元)年六月壬寅条。
- (32) 『公卿補任』大同三年条。
- (33) 林氏前掲(3)論文。
- (34) 『日本後紀』八〇八(大同三)年五月己酉条。
- (35) 『類聚三代格』卷六、大同三年二月五日付官符。
- (36) 『類聚国史』卷百九十、俘囚、八〇七(大同二)年三月丁酉条。
- (37) 『類聚国史』卷八十三、正税、八〇七(大同二)年九月壬子条。
- (38) 『日本後紀』八〇八(大同三)年秋七月甲申条。
- (39) 『日本後紀』八〇八(大同三)年六月壬子・壬申条。
- (40) 『公卿補任』大同二年条。
- (41) 『続日本紀』七一九(養老三)年秋七月庚子条、および『類聚三代格』卷七、養老三年七月十九日付格。
- (42) 『日本後紀』八〇八(大同三)年十二月甲子条。

- (43) 『日本後紀』 八〇九(大同四) 年三月戊辰条。
- (44) 新日本古典文学大系『続日本紀(二)』補注8の三四(同書四七七ページ)。新野直吉氏の見解として紹介している。
- (45) 『類聚国史』 卷八十四、公廨、八〇九(大同四) 年六月丙申条。
- (46) 『日本紀略』 八〇九(大同四) 年夏四月乙未条。
- (47) 林氏前掲(3) 論文。
- (48) 阿部氏前掲(4) 論文。
- (49) 林氏前掲(3) 論文。
- (50) 『日本後紀』 八一〇(弘仁元) 年九月己酉条。
- (51) 『類聚国史』 卷六十六、内侍司、八〇七(大同二) 年十二月辛未条および『類聚三代格』 卷二十五、大同二年十月十五日付太政官奏。
- (52) 『日本後紀』 八〇九(大同四) 年春正月己卯条。
- (53) 『日本後紀』 八〇八(大同三) 年夏四月丁卯条。
- (54) 『類聚国史』 卷二十五、太上天皇、八〇九(大同四) 年十一月丁未・甲寅条。
- (55) 『日本紀略』 八一〇(弘仁元) 年六月丙申条。
- (56) 渡里恒信「藤原内麻呂・真夏・冬嗣父子についての一試論」(同氏『日本古代の伝承と歴史』所収、思文閣出版、二〇〇八年)。初出は一九九六年。
- (57) 『日本後紀』 八一〇(弘仁元) 年九月丁未条。
- (58) 『類聚国史』 卷百四十七、国史、『日本後紀』序文。
- (59) 大平氏前掲(6) 論文。
- (60) 『日本紀略』 八一七(弘仁八) 年五月己酉条。
- (61) 『類聚国史』 卷八十四、借貸、八二二(弘仁十三) 年正月乙未条。
- (62) 『類聚国史』 卷八、大嘗会、八二三(弘仁十四) 年十一月癸亥条。

- (63) 『類聚国史』卷七十七、奏樂会、八三〇（天長七）年十一月庚辰条。
- (64) 『類聚国史』卷百九十四、渤海、八二六（天長三）年三月戊辰朔条。
- (65) 『類聚三代格』卷十八、天長五年一月二日付官符。
- (66) 林氏前掲（3）論文。
- (67) 福井氏前掲（7）論文。
- (68) 『類聚符宣抄』第一、天長七年九月四日宣旨。
- (69) 『類聚国史』卷六十六、薨卒、八三二（天長九）年三月癸丑条。
- (70) 渡里恒信「藤原吉野と淳和天皇」（同氏前掲書所収）。初出は一九九七年。
- (71) 『続日本後紀』八四三（承和十）年春正月庚戌条。
- (72) 渡里氏前掲（56）論文。
- (73) 保立道久『平安王朝』岩波新書（岩波書店、一九九六年）一六頁。
- (74) 『今昔物語集』卷第二十二第四話。
- (75) 渡里氏前掲（56）論文。上原栄子氏の見解は「藤原内麻呂の政治的研究―北家抬頭の決定的契機」（『政治経済史学』一、一九六三年）。
- (76) 『日本後紀』八〇六（大同元）年夏四月丁未条。
- (77) 『日本後紀』八〇九（大同四）年十一月丁未条、八一〇（弘仁元）年夏四月戊子条。
- (78) 『日本後紀』八一〇（弘仁元）年九月戊申条。
- (79) (63) に同じ。
- (80) 新日本古典文学大系『古今和歌集』（岩波書店）四四ページ注。
- (81) (58) に同じ。
- (82) 林氏前掲（3）論文。
- (83) 福井氏前掲（7）論文。
- (84) 『類聚三代格』卷十七、天平勝宝九年五月二十六日付官符、『続日本紀』七五八（天平宝字二）年六月乙丑条。

- (85) 『続日本紀』七二六(神龜三)年十一月己亥条、七五七(天平勝宝九)年三月乙亥条、七五九(天平宝字三)年十二月壬寅条。
- (86) 『日本後紀』八〇六(大同元)年秋七月戊戌条。
- (87) 『類聚国史』卷二十八、天皇避諱、八〇九(大同四)年九月乙巳条。
- (88) 『類聚国史』卷二十八、天皇避諱、八二三(弘仁十四)年夏四月壬子条。
- (89) 『日本後紀』八〇八(大同三)年六月甲寅条。
- (90) 『日本文徳天皇実録』八五六(齊衡三)年六月丙申条。
- (91) 『日本三代実録』八七一(貞観十三)年九月廿八日辛丑条。
- (92) 『日本紀略』七九三(延暦十二)年九月丙戌条。
- (93) (90)に同じ。
- (94) 『日本後紀』八〇六(大同元)年二月辛亥条。
- (95) 『日本三代実録』八五九(貞観元)年夏四月二十三日戊辰条。
- (96) 土田直鎮「上卿について」(同氏『奈良平安時代史研究』所収、吉川弘文館、一九九二年)。初出は一九六二年。
- (97) (8)と同じ。
- (98) (90)に同じ。
- (99) 栗原弘「皇族女子と臣下の結婚史―藤原良房と潔姫の結婚の意義の理解のために―」(『名古屋文理大学紀要』二、二〇〇二年)。
- (100) 『国史大辞典』「興福寺南円堂」項(永島福太郎執筆、吉川弘文館、一九八五年)。
- (101) 桃裕行「上代学制の研究〔修訂版〕」(思文閣出版、一九九四年)。以下、本論文で引用する同氏の見解は、すべて同書からのものである。
- (102) 新村拓『日本医療社会史の研究―古代中世の民衆生活と医療』(法政大学出版局、一九八五年)。
- (103) 『神皇正統記』中。
- (104) 『日本紀略』八二四(天長元)年八月乙酉条。

(105) 『続日本後紀』 八三四(承和元) 年夏四月辛丑条および八三七(承和四) 年冬十月戊午条。